

(案)

資料 11-2

令和 7 年(2025 年)12 月 17 日

横須賀市長 上 地 克 明 様

横須賀市環境審議会

委員長 ○○ ○○

「横須賀市みどりの基本計画」の策定について (答申)

みどりの基本条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 10 月 3 日付、横環政第 82 号において諮問された標記の件について、同日付でみどり政策推進部会に付託し、審議を重ねてまいりました。

その結果、「横須賀市みどりの基本計画 (案)」として、別添のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

(案)

横須賀市みどりの基本計画の策定について

(答申)

令和7年（2025年）12月17日

横須賀市環境審議会

# (案)

## 1 はじめに

当審議会は、みどりの基本条例第9条第1項の規定に基づき、令和6年10月3日付、横環政第82号において、横須賀市長から「横須賀市みどりの基本計画」の見直しについて諮問を受けました。このため、当審議会は、同日付でみどり政策推進部会に付託し、これまで4回の部会を開催し、審議を重ねてまいりました。

これまでの計画の運用状況や実目的の達成状況を評価するとともに、近年のみどり行政に関する課題や関連法令等への対応などについて踏まえた審議を進め、今般「横須賀市みどりの基本計画」の策定に関する審議が終了したので、その結果を以下のとおり取りまとめ、答申することとします。

## 2 見直しにおける基本的な考え方

### (1) 社会情勢の変化等による新たな課題への対応

現行の横須賀市みどりの基本計画（平成28年3月策定、令和4年3月中間見直し；以下、現行計画）策定後の社会経済情勢の変化や国内外の動向を踏まえ、新たに顕在化した課題や法改正などへの対応を確実に行うこと。特に国が令和6年度に策定した緑の基本方針を踏まえ、気候変動への対応や生物多様性の確保、Well-beingの向上を含めたまちづくりGXを推進するために、グリーンインフラの導入や緑地の機能維持増進を積極的に推進していくこと。

### (2) 生物多様性地域戦略としての位置づけ

今回策定する計画は生物多様性地域戦略としても位置づけることから、従前より取り組んできた本市の生物多様性の保全・活用について積極的に推進し、ネイチャーポジティブの実現に貢献する取組を実施すること。また、普及啓発や環境教育に積極的に取組み、市民の自然環境に対する意識の醸成を図ること。

### (3) 計画の実効性

今回策定する計画に掲げる推進施策については、計画の実効性を高める観点に立ち、現行計画の取組状況を精査し、その評価結果を踏まえ、重点的に取組むべき施策を整理・再編し、より効率的かつ効果的な推進を図ること。また、計画推進のため、市民・事業者・市民団体等に広く周知・普及を図ること。

**横須賀市みどりの基本計画**  
**～生きもののめぐみを未来へつなぐ～**  
**(案)**

**横須賀市**

## ■基本的事項

本計画の基本的な事項及び基本的用語を以下のとおり定義します。

### ●「みどり」について

本計画で取り扱う「みどり」は「樹木・草花などの植物」「樹林地・草地・水辺地・岩石地・農地などに類する土地が、単独もしくは一体となって良好な自然環境や自然的景観を形成しているオープンスペース」「公園・広場・街路樹・民有地の庭」「生物の生息・生育・繁殖地」など幅広いものを対象とします。

これまで通り、本計画の対象が「緑」から連想される「植物」や「緑地」などよりも幅広いことを受け、「緑」ではなく「みどり」と呼称することとします。

### ●「生物多様性」について

本計画で取り扱う「生物多様性」は「生物多様性基本法」及び「生物の多様性に関する条約(Convention on Biological Diversity/CBD、略称：生物多様性条約)」の定義と同義とします。

生物多様性基本法の定義 (第二条 定義)	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること
生物多様性条約の定義 (第二条 用語)	すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む

### ●本計画で用いる基本用語

保全・守る：みどりや生物多様性を、現状を踏まえて適切な状態に保つこと。

創出：みどりを新たに生み出すこと、またその地域の生態系を人間の手でつくりだすこと。

再生：損なわれたみどりや生物多様性を以前の状態や望ましい状態にして機能を取り戻すこと。

活用・活かす：みどりや生物多様性の機能を人々の生活等のために役立てること。

増進・向上：みどりや生物多様性がもつ機能を増やしたり、効果をより大きくしたりすること。

育てる・育む：みどりや生物を将来にわたり良好な状態となるよう働きかけること（維持・管理を含む）。

樹林地：樹木がまとまって存在する区域。このうち、斜面上の樹林地を「斜面緑地」とする。

生きもの：動物、植物、菌類をはじめとした生命を持つもの。

生態系：ある地域に生息・生育するすべての生物とそれらを取り巻く環境やつながり（捕食や共生など）を包括したもの。

ネットワーク：防災機能や生物多様性の確保など、みどりが持つ機能系統の向上や連続性を持たせるためのみどりのつながり（みどりのネットワーク）。また、人々がみどりとみどりの間を移動するための遊歩道などの移動手段のつながり（人の移動のネットワーク）。

はじめに

# - 目次 -

## 第1章 本計画の概要

1	計画の基本的な考え方	1
(1)	みどりの基本計画とは	1
(2)	生物多様性地域戦略とは	1
(3)	計画の位置づけ	2
(4)	目標年度	3
(5)	対象区域	3
2	「みどり」と「生物多様性」の基本的な考え方	4
(1)	みどりとは	4
(2)	生物多様性とは	5
(3)	みどりの機能と生態系サービス	6
3	近年の「みどり」と「生物多様性」に関する動向	9
(1)	みどりをめぐる動向	9
(2)	生物多様性をめぐる動向	11

## 第2章 横須賀市のみどりと生きものの現状

1	市の概要	13
(1)	市の成り立ち	13
(2)	人口	13
(3)	土地利用及び土地利用の方針	14
(4)	市民意識	16
2	地理的条件	17
(1)	気候	17
(2)	地形・地質	18
3	みどりの現状	19
(1)	横須賀市のみどり	19
(2)	樹林地	24
(3)	都市公園	25
(4)	農地・里山環境	27
(5)	水系及び流域等	28

4 生きものの現状	29
(1) 生物相	29
(2) 保護地区	37
5 関連計画	38
(1) 緑の基本方針	38
(2) 生物多様性国家戦略 2023-2030	39
(3) かながわ生物多様性計画 2024-2030	39
(4) YOKOSUKA VISION 2030 (横須賀市基本構想・基本計画)	40
(5) 横須賀市都市計画マスターplan	40
(6) 横須賀市環境基本計画 2030	41

## 第3章 目標と基本方針

計画の目標から基本方針まで	45
1 基本理念	46
2 将来像	46
3 目標	50
(1) 量の個別目標	50
(2) 質の個別目標	51
4 基本方針	52

## 第4章 推進施策

1 推進施策について	59
(1) 施策の種類	59
(2) 重点施策の見方	61
2 施策の具体内容	62
基本方針1：みどりの保全・創出と機能の向上	62
基本方針2：魅力ある公園づくり	69
基本方針3：生物多様性の保全と活用	73
基本方針4：みどりと自然のめぐみの継承	78

## 第5章 ゾーン別計画

ゾーン区分について	83
1 追浜・田浦・逸見ゾーン	85
2 東京湾沿岸ゾーン	89
3 浦賀・観音崎ゾーン	93
4 平作川流域ゾーン	97
5 武山・野比ゾーン	101
6 長井ゾーン	105
7 大楠山ゾーン	109

## 第6章 体制と進行管理

1 市民・NPO・事業者・行政の役割	115
(1) 市民の役割	115
(2) NPOの役割	115
(3) 事業者の役割	115
(4) 行政の役割	115
2 計画の適切な進行管理	116

## 資料編

1 横須賀市のみどりに関する資料	117
(1) みどりの分布状況	117
(2) 公園の整備状況	118
(3) 歴史的資産	120
(4) 保護地区等	121
(5) 横須賀市で見られる主な生きもの	122
2 みどりと生物多様性に関する市民認識アンケート調査結果の概要	123
3 本計画策定の経過	131
(1) 改定の経緯及び審議会開催経過	131
(2) 部会委員及び専門委員名簿	132
(3) 諒問	133
(4) 答申	134
4 みどりの基本条例	135
5 用語解説	136

コラム  
COLUMN

バイオミメティクス（バイオミミクリー）	7
気候変動と施策	9
SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)	10
生物多様性のために私たちができることは	12
身近な自然のめぐみ	58
よこすか野菜	65
Park-PFI	72
里山的環境保全・活用事業	73
海での生物多様性保全の取組み～藻場の造成～	75
外来生物法	76
事業者との連携協働	77
生物多様性の普及・啓発のための取組み～自然観察会と自然環境講演会～	79
学区の自然体験事業	80
自然共生サイトにおける民間との連携	81

## 本計画の概要

### 1 計画の基本的な考え方

#### (1) みどりの基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第3条の2第1項の規定に基づき定められる「緑の基本方針」及び「緑の基本方針」を基に都道府県が定める「緑の広域計画」と整合を図り、策定されるものになります。

「横須賀市みどりの基本計画」（以下、「みどりの基本計画」、「本計画」という）は、都市緑地法第4条及び横須賀市みどりの基本条例第9条に基づき、市が策定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画のことで、平成9年（1997年）に策定されて以降、複数回の改定を経て現行の計画に至ります。

本計画では、市内のみどりを対象に、それらを保全、創出するための「基本理念」や「みどりの将来像」などの目標を定め、それを実現していくための施策展開を示しています。これにより「みどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」等の施策を総合的に進めていくことができ、効果的、効率的に都市のみどりを保全、創出することができます。

#### (2) 生物多様性地域戦略とは

生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法第13条に基づき地方公共団体が策定する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するために国が策定した国家戦略を基本にして、各地域の自然的、社会的条件に応じた生物多様性に関わる課題に対して、よりきめ細かな取組みを進めるための計画です。

環境省が策定した「生物多様性地域戦略の手引き（令和5年度改定版）」では、生物多様性地域戦略の記載内容は他計画と重複することもあるため、他計画の中で生物多様性に関するテーマを扱っている部分を地域戦略とみなすことも可能であるとしています。

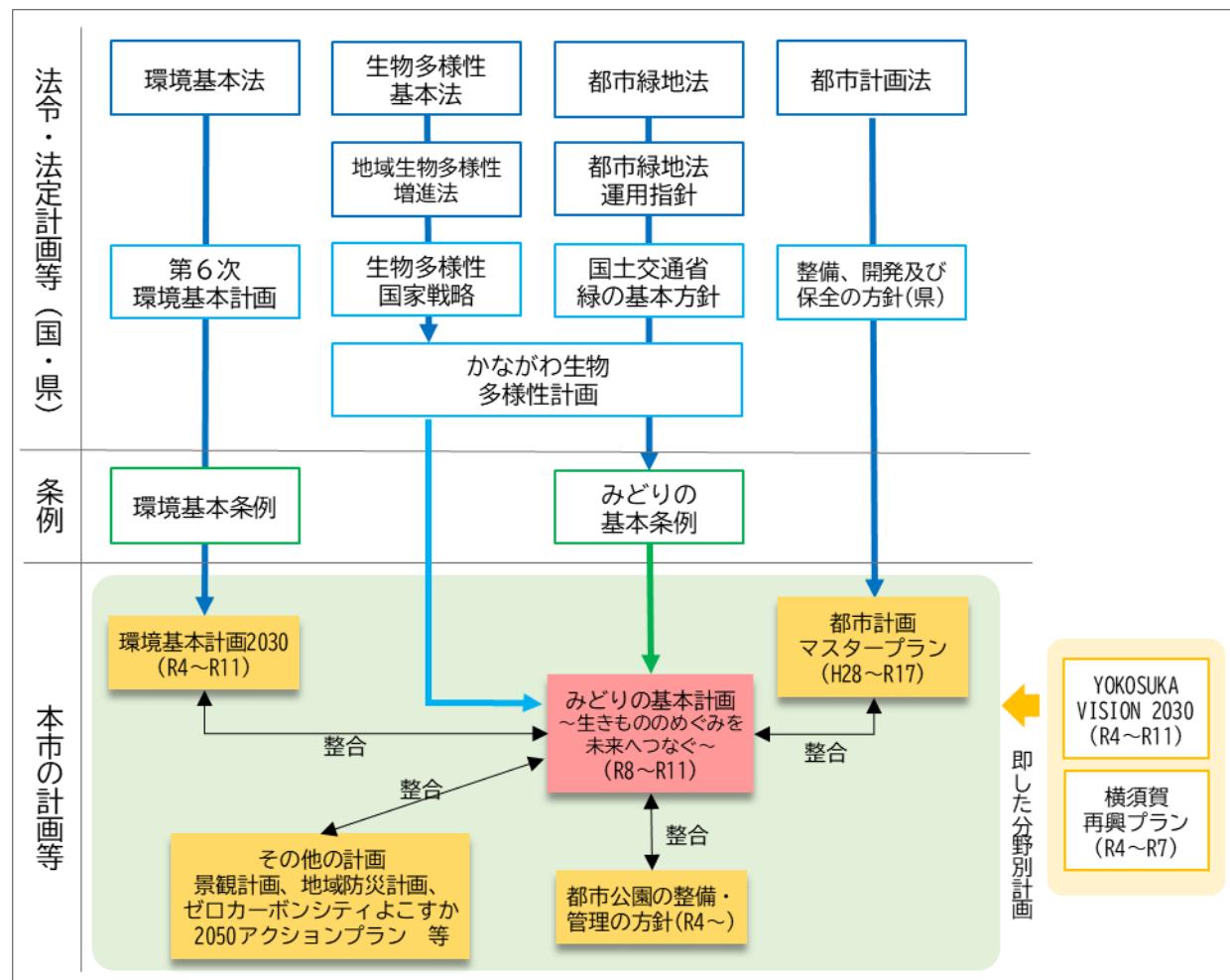
本市では、これまでのみどりの基本計画において、みどりの保全や緑化の推進とともに生物多様性の確保に関する取組みを進めてきました。こうした生物多様性の確保に向けた取組みを強化及び推進し、また新たな取組みも加えることで、本計画を生物多様性地域戦略としても位置づけます。

#### みどりの増加 →生きものの生息・生育の場の増加



### (3) 計画の位置づけ

本計画は「横須賀市みどりの基本計画（平成9年策定、平成28年改定）」の改定計画であるとともに、本市の「総合計画」に即した分野別計画です。また、「横須賀市環境基本計画」や「横須賀市都市計画マスター プラン」、神奈川県が策定した「かながわ生物多様性計画」等との整合を図っています。



本計画の位置づけ

## (4) 目標年度

本計画の目標年度は横須賀市総合計画の目標年度に合わせて令和11年度（2029年度）までの4年間とし、令和12年度（2030年度）に横須賀市総合計画の新規計画に即した新たな計画へ改定する予定です。



## (5) 対象区域

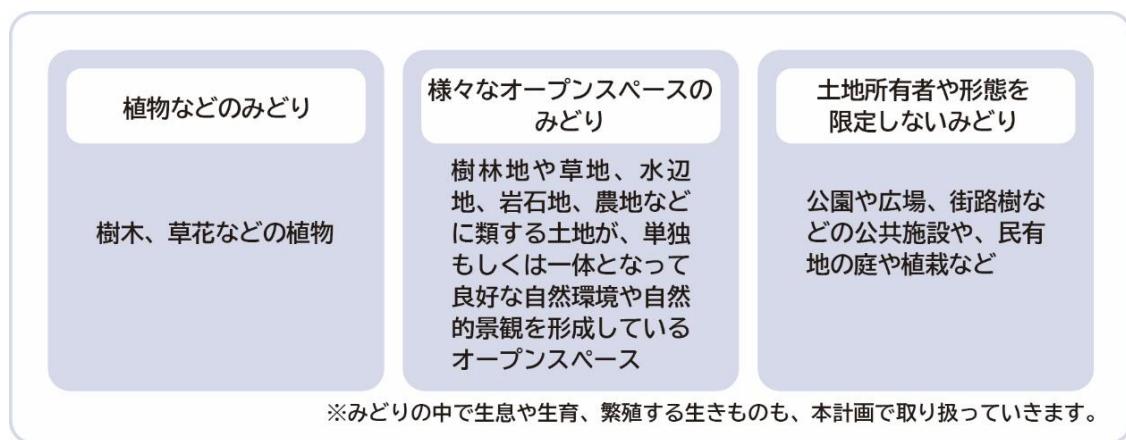
本市のみどりの保全や緑化の推進、生物多様性に関する取組み等を効率的かつ計画的に進めるため、横須賀市全域を本計画の対象とします。

## 2 「みどり」と「生物多様性」の基本的な考え方

### (1) みどりとは

本計画で対象とする「みどり」は、「植物」だけでなく「様々なオープンスペース」「土地所有者を限定しないみどり」など、幅広いものを対象とします。

これらの「みどり」を保全、創出し、より良い状態にしていくことで、生物多様性の確保にも寄与すると考えます。



#### 対象とするみどり



#### 対象とするみどりの具体例

## (2) 生物多様性とは

生物多様性条約では、生物多様性には「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルの多様性があるとしています。生態系、種、遺伝子には、それぞれに様々な種類、差異が存在しており、またそれらは複雑に関わり合っています。生物多様性とは、こうした生きものの豊かな個性とつながりのことを指します。

生物多様性は人間活動などによって劣化や消失が続いている、生物多様性戦略2023-2030で「4つの危機」として整理されています。

本市では、平成25年度(2013年度)から耕作放棄地となった田んぼを再生し、周辺の樹林地を管理することで里山の環境保全、活用事業を実施してきました。本事業により、みどりが創出され、里山の生きものが復活し、生物多様性の保全が実現しました。本市では主に、生きものが生息する場を作る取組み、すなわち生態系の多様性の保全を行っていますが、種の多様性も実現しています。また場を作る際には、遺伝子の多様性にも配慮し、外来生物の防除を行い、他の場から生きものを移入しないようにしています。

### 3つのレベルの多様性の例

<b>【生態系の多様性】</b> 森林や里山、河川、海といった多様な環境のまとまり(自然)が存在することを指します。	 森林	 里山	 河川
<b>【種の多様性】</b> 生態系を構成する種について、動植物から菌類、バクテリアに至るまで様々な生きものが育まれることを指します。	 鳥類(ルリビタキ)	 昆虫類(アサギマダラ)	 植物(イソギク)
<b>【遺伝子の多様性】</b> 同じ種であっても地域ごとに見られる個体の形や模様、生態が異なるなど、遺伝子のレベルで多様な違いがあることを指します。	 他の種との交雑により数が少なくなったミナミメダカ	 関東と関西で発光間隔が異なるゲンジボタル	

#### 第1の危機

##### 開発など人間活動による危機

- ・森林伐採や農地転用、河川や海域における水面の埋立てによる生態系の破壊
- ・動植物の乱獲や盗掘による種・個体数の減少・絶滅

#### 第2の危機

##### 自然に対する働きかけの縮小による危機

- ・里山などの手入れ不足による自然の質の低下
- ・林業生産活動の低迷による森林の荒廃
- ・シカやイノシシ等偏った種の増加による、生態系への影響

#### 第3の危機

##### 人間により持ち込まれたものによる危機

- ・外来種による在来種の捕食、在来種との生息場所等の競合、交雑による遺伝的なかく乱
- ・動植物への毒性をもつ化学物質による生態系への影響

#### 第4の危機

##### 地球環境の変化による危機

地球温暖化による高山帯の縮小や海面温度上昇とそれに伴う動植物の絶滅のリスクの増加

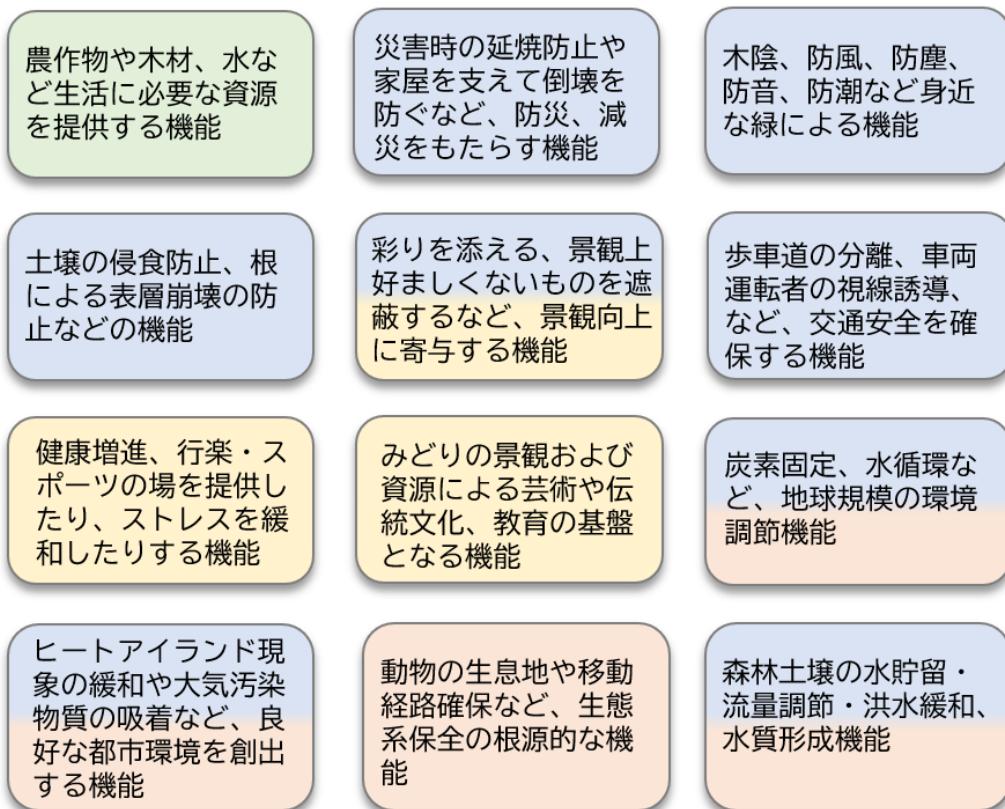
### 生物多様性損失の4つの危機

### (3) みどりの機能と生態系サービス

みどりには様々な機能があり、これらの機能がより効果的に発揮されていくことが求められます。また、生物多様性から得られるめぐみを「生態系サービス」と呼び、それらは、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類されます。

これらのみどりの機能や生態系サービスは自然のめぐみとして我々の生活と密接に関係しており、安全、安心で快適な生活を過ごすために重要な役割を担っています。

みどりの機能と生態系サービスは重複している部分が多く、以下の図に示すように関連しています。



みどりの機能と生態系サービスの関連



生態系保全機能



健康増進機能(久里浜1丁目公園)



延焼防止機能



景観向上機能(よこすか海岸通りの街路樹)

## コラム COLUMN

### バイオミメティクス (バイオミミクリー)

生態系の供給サービスの中には、生きものの構造や生態に着想を得て新しい技術の開発やものづくりに活かすことも含まれます。これをバイオミメティクス（生物模倣）といいます。例えば、カワセミのくちばしをヒントに空気抵抗の少ない新幹線の車両が設計されたり、蚊の口吻をヒントに痛くない注射針が開発されたりしています。

このように、工学、材料科学、医学など様々な分野でバイオミメティクスが取り入れられています。



## ○グリーンインフラ

社会资本整備や土地利用等のハード、ソフト両面において、前述のみどりが持つ様々な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土や都市、地域づくりを進めていくことをグリーンインフラストラクチャ（以下、グリーンインフラ）と言います。

グリーンインフラの特徴と意義として、施設や空間そのものが多様な機能を有することを示す「機能の多様性」、地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が維持管理等に関与することを示す「多様な主体の参画」、自然環境の変化などにより新たな機能を発揮することを示す「時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」または「育てる」インフラ）」といった3つの点が挙げられます（グリーンインフラ推進戦略の概要（令和元年7月）/国土交通省より抜粋）。



雨水の浸透による減災、気温上昇の抑制



樹林地の維持管理による防災、減災、防風などの森林機能の向上



自然の中での運動及び憩いの場の提供による健康の増進やストレスの緩和



里山環境の保全、活用による生物多様性の確保や雨水貯留機能の向上

グリーンインフラの例

### 3 近年の「みどり」と「生物多様性」に関する動向

#### (1) みどりをめぐる動向

昭和 49 年（1974 年）に自然環境保全法の附則を踏まえた都市緑地法（当時は都市緑地保全法）が制定されて以降、日本では環境問題への考え方や社会情勢の変化による改正がなされながらも、都市における緑地の保全や緑化の推進等、良好な都市環境の確保が図られてきました。

前計画が改定された平成 28 年（2016 年）以降も、都市緑地法が 2 回にわたって改正されました。平成 29 年（2017 年）の改正では都市公園の再生、活性化や、都市農地の保全、活用に関わる新たな制度が創設されました。その後、令和 6 年（2024 年）には緑地が持つ多様な機能を向上させて活かすことで、社会問題解決や快適環境形成を目標とした「緑地の機能維持増進」を図る改正がなされました。また、都市公園法も平成 29 年（2017 年）に改正され、企業等が創出するオープンスペースや Park-PFI など、企業等と行政との連携を促進する仕組みが創設されました。また、まちづくり GX（緑地の保全及び緑化の推進）を推進していくものとし、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質、量両面での確保等を推し進めるとしております。

一方で、地球温暖化やヒートアイランド現象は近年も緩和されることなく悪化し続けており、人口減少や少子化が拡大していることから、様々な課題が生じています。こうした課題を含めた様々な国際社会問題解決のため、平成 27 年（2015 年）に国連サミットで持続可能な開発目標「SDGs」が採択されました。本計画でも令和 4 年（2022 年）の中間見直し以降、気候変動対策や陸上資源の保全、持続可能なまちづくり等の目標を各施策に設定しています。

#### コラム COLUMN 気候変動と施策

近年、気候変動や地球温暖化が要因となり、極端な高温/低温や豪雨など、極端な気象現象が顕著になっています。国内においても短時間強雨や大雨日数が増加し、100 年間で日本の年平均気温も約 1.1℃上昇しています。このような状況に対して、平成 27 年（2015 年）の COP21 で採択されたパリ協定を契機として国際機関や国、本市では下記のような施策を行っています。

##### 各機関における気候変動に関する主な施策

主体、名称	年次	内容
国際機関 (COP26) グラスゴー気候合意	令和3年 (2021 年)	「2050 年にはネットゼロにすること」の必要性を明示。ネットゼロ：温室効果ガスの排出量を減らす、あるいは吸収する何らかの手段によって相殺して排出量を実質ゼロにすること。カーボンニュートラルと同義。
日本 地球温暖化対策計画	令和3年 (2021 年)	令和 12 年度（2030 年度）において、温室効果ガスの 46% 削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%まで削減することを目標として示した。
横須賀市 ゼロカーボンシティ よこすか 2050 アクションプラン	令和4年 (2022 年)	国の削減方針と同様に脱炭素社会を目指し「2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を長期目標として示した。みどりと特に関わりがある施策は「みどりの保全と創出【吸収源対策】」、「ヒートアイランド対策の推進」、「気候変動適応策の推進」の 3 つがある。

※施策は令和 6 年度末時点

コラム  
COLUMNSDGs  
(Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)

平成27年（2015年）の国連サミットにて、持続可能な開発のために必要不可欠な向こう15年間の新たな行動計画として「2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、略称：SDGs）として、17のゴールと169のターゲットが示されました。平成28年（2016年）にはSDGsの概念を示す構造モデルとして、「ウェディングケーキモデル」が提唱されました。このモデルでは「生物圏（自然資本・環境）」、「社会圏」、「経済圏」の3層からなり、人間の経済・社会活動は生物圏（自然資本・環境）を基盤として成り立っているとされています。

令和6年（2024年）に閣議決定された第六次環境基本計画においても「近年の環境危機の顕在化は、いわゆるSDGsのウェディングケーキの図に象徴されるように、経済社会活動が、自然資本（環境）の基盤の上に成立し、自然資本の毀損が経済社会活動に悪影響を及ぼすとの認識を世界的に定着させつつある。」と明記され、生物圏（自然資本・環境）の重要性が世界的に定着しつつあることが示されました。



（出典：Azote for Stockholm Resilience Centre, Stockholm University CC BY-ND 3.0に一部加筆）

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| 1：貧困               | 10：不平等        |
| 2：飢餓               | 11：持続可能な都市    |
| 3：保健               | 12：持続可能な消費と生産 |
| 4：教育               | 13：気候変動       |
| 5：ジェンダー            | 14：海洋資源       |
| 6：水・衛生             | 15：陸上資源       |
| 7：エネルギー            | 16：平和         |
| 8：経済成長と雇用          | 17：実施手段       |
| 9：インフラ、産業化、イノベーション |               |

## （2）生物多様性をめぐる動向

生物多様性は、地球サミットが開催された平成4年（1992年）に、「生物多様性の保全」「生物の多様性の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な配分」の3つの目的を定めた生物多様性条約が採択されたことから、その言葉が強く認識されました。日本では、生物多様性の保全と持続可能な利用により、そのめぐみを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的に、平成20年（2008年）に生物多様性基本法が制定されました。

平成22年（2010年）には、愛知県で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、令和2年（2020年）までに生物多様性の損失を止めるために愛知目標として20の個別目標が決まりました。しかし、その後も生物多様性は失われ続け、生物多様性条約事務局は、愛知目標の期限である令和2年（2020年）に、20の個別目標のうち完全に達成できたものはないと評価しました。

こうした状況を踏まえ、令和4年（2022年）の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「昆明-モントリオール生物多様性枠組」が採択され、この枠組で2030年までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」という「ネイチャーポジティブ」が掲げられました。同枠組みでは、この目標を達成するため、2030年までに陸域、内陸水域、沿岸域及び海域の面積のうち、少なくとも30%を効果的に保全する「30by30（サーティバイサーティ）」目標も設定され、自然環境保全の機運が急速に高まっています。また、近年では、自然の機能を活用して様々な社会問題を解決していくNbS（Nature-based Solutions）という考え方が注目され、自然環境の保全と活用の機運がより高まる一因となっています。

日本でも環境省が令和5年（2023年）にこれまでの生物多様性国家戦略を改定した「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、30by30目標の達成やネイチャーポジティブの実現に向けた基本戦略を定めています。また、同年に法的な保護区域ではないものの、生物多様性が効果的に保全されている地域「OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）」の設定に向けた検討を契機に、自然共生サイトの運用を開始し、令和6年（2024年）には自然共生サイトの取組みを法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）」が成立しました。

コラム  
COLUMN

## 生物多様性のために私たちができることは

「生物多様性の保全」という言葉は難しく感じるかもしれません、私たちの身近な行動の中に、生物多様性の保全につながるものはたくさんあります。ここに書かれているものはその一例です。みんなで行動すれば、大きな効果が期待できます。できることから始めてみませんか？

## 1.公園・動物園・植物園などを訪ね、自然や生きものにふれましょう。

生物多様性の豊かさが実感できます。また、生きものとふれあうことが癒しにつながり、自然環境についての関心が高まります。

注意：危険な生きものには近づかないよう注意しましょう



## 2.ペットを最後まで育てましょう。

生きものの住処やエサなどの暮らしを守ることができます。



## 3.野生の生きものとは適切な距離を保ちましょう（餌をあげない、捕らない、SNS等で拡散しない）

絶滅危惧種をはじめとする在来生物を守ることができます。



## 5.地元で採れたもの・旬のものを食べましょう。そして、食べ残しを減らしましょう。

省エネルギーにつながるとともに、限りある資源を有効に利用することで、自然環境や生きものを守ることができます。



## 4.省エネルギーなど地球温暖化防止対策に取組みましょう

生きものの生息・生育環境を保全することにつながります。



## 6.エコマークなどが付いた環境に優しい商品を選んで買いましょう。

生物多様性に配慮して作られた商品を買うことで、社会全体が生物多様性の保全に关心を持つことができます。



## 横須賀市のみどりと生きものの現状

### 1 市の概要

#### (1) 市の成り立ち

本市は神奈川県東部、三浦半島の中央にある面積約 100km<sup>2</sup> の都市です。東京湾の入り口に位置することから、江戸時代には奉行所が置かれる等、国防や交通の重要な拠点とされてきました。

江戸時代末期に米国からペリーが横須賀市の浦賀沖に来航したことをきっかけに開国して以降、明治時代には鎮守府が設置される等、軍港都市として栄えてきました。第二次世界大戦の終戦に伴い軍港都市としての役目を終えてからは、「旧軍港都市転換法」に基づき、平和産業都市へと転換していきます。旧軍用財産は公園等に転用され、公共施設として現在も活用され続けています。また、旧軍用財産のなかには、一般の立ち入りが制限されていたことから、手つかずの自然が残されている場所も多くあります。

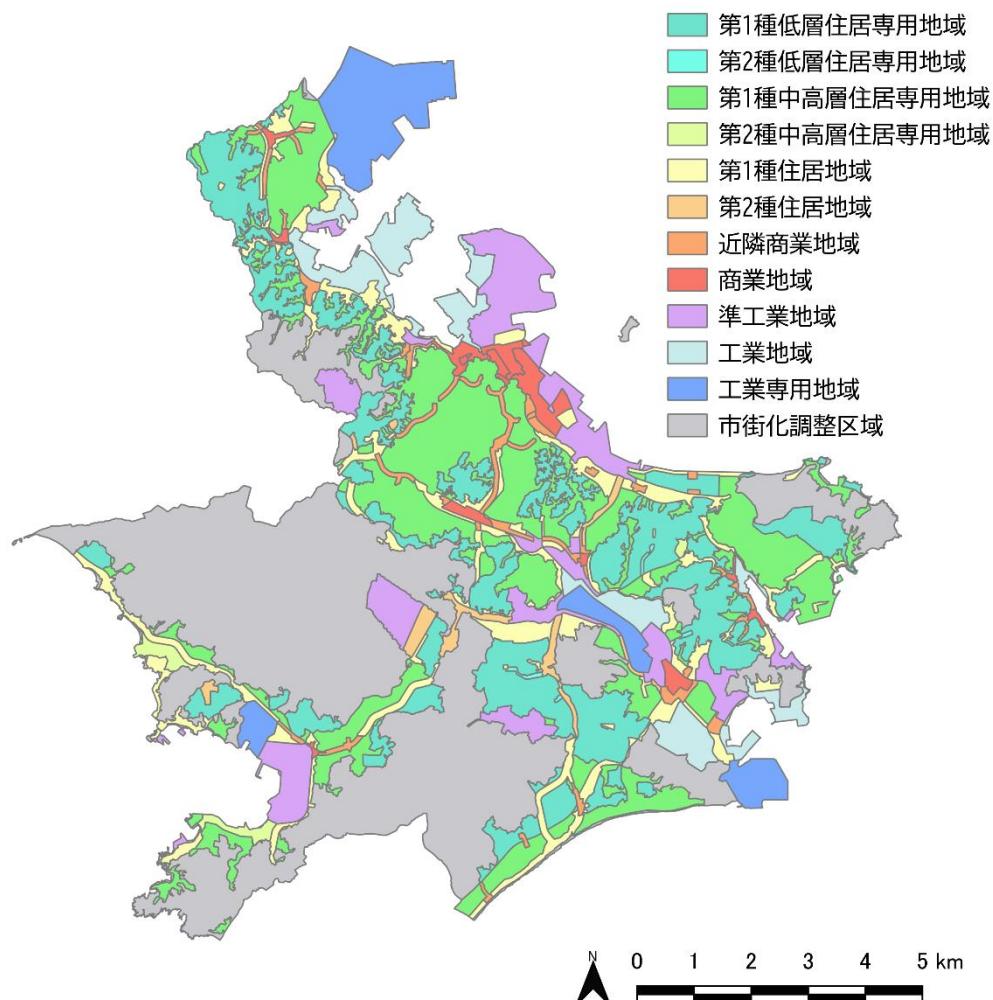
#### (2) 人口

横須賀市の人口は減少傾向にあり、令和7年3月1日現在の人口は 369,005 人です。今後も人口減少が予想され、また少子高齢化が加速することが予想されます。



### (3) 土地利用及び土地利用の方針

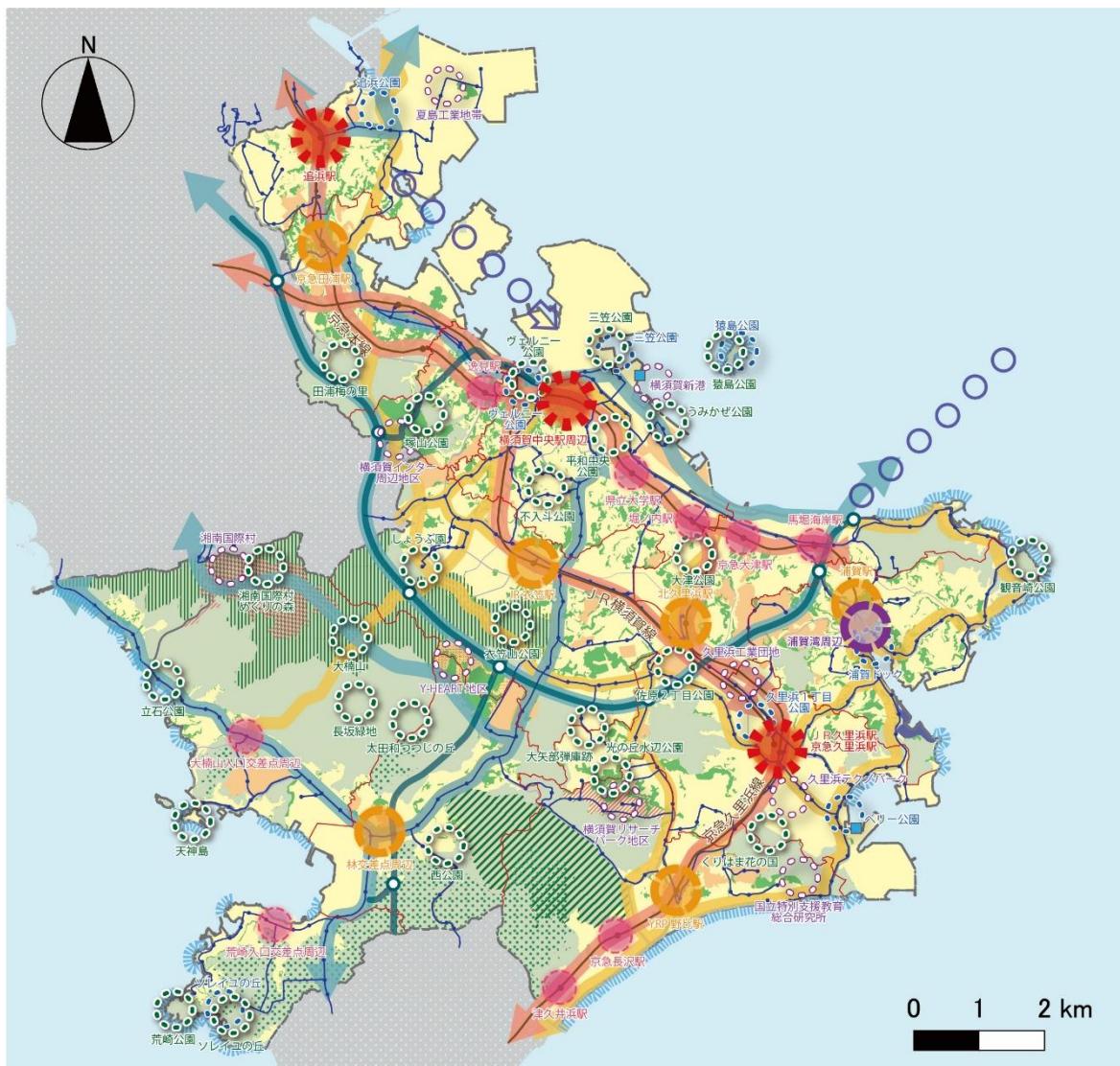
本市の面積約100km<sup>2</sup>のうち、都市的な土地利用を図る市街化区域が約66%、市街化を抑制するために指定される市街化調整区域が約34%となっています。



用途地域の現況

「横須賀市都市計画マスター プラン（2025～2035）」では、みどりは自然との交流拠点や都市の景観を構成する大きな要素と示されています。

また、みどりが各拠点に隣接して位置することから地域拠点や魅力活用、創造拠点と連携して、みどりの機能を発揮していくことが求められています。

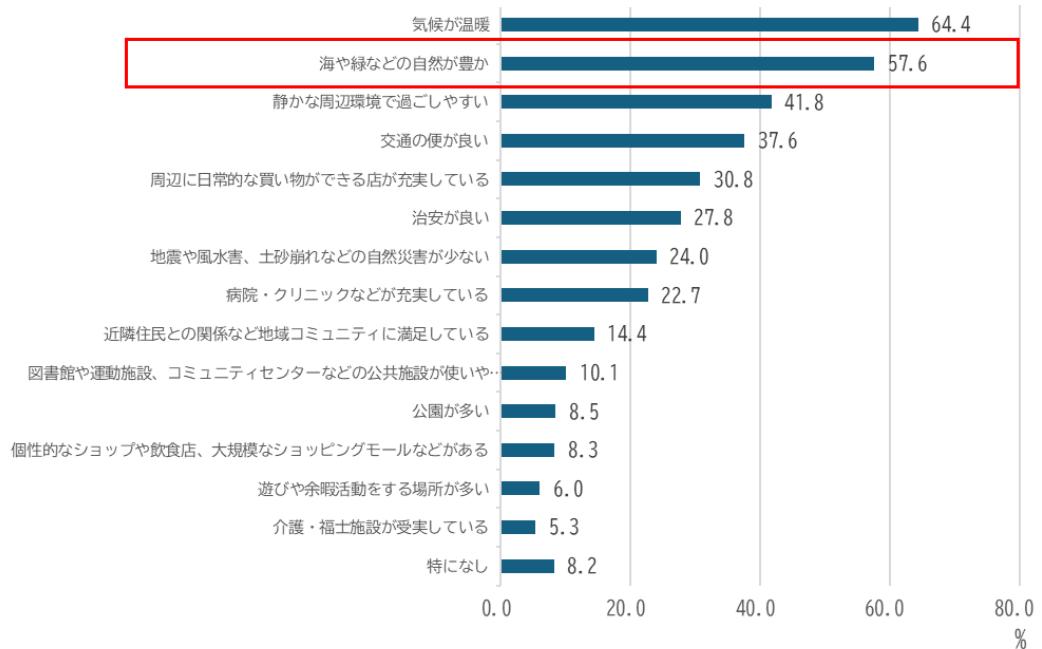


将来都市構造図

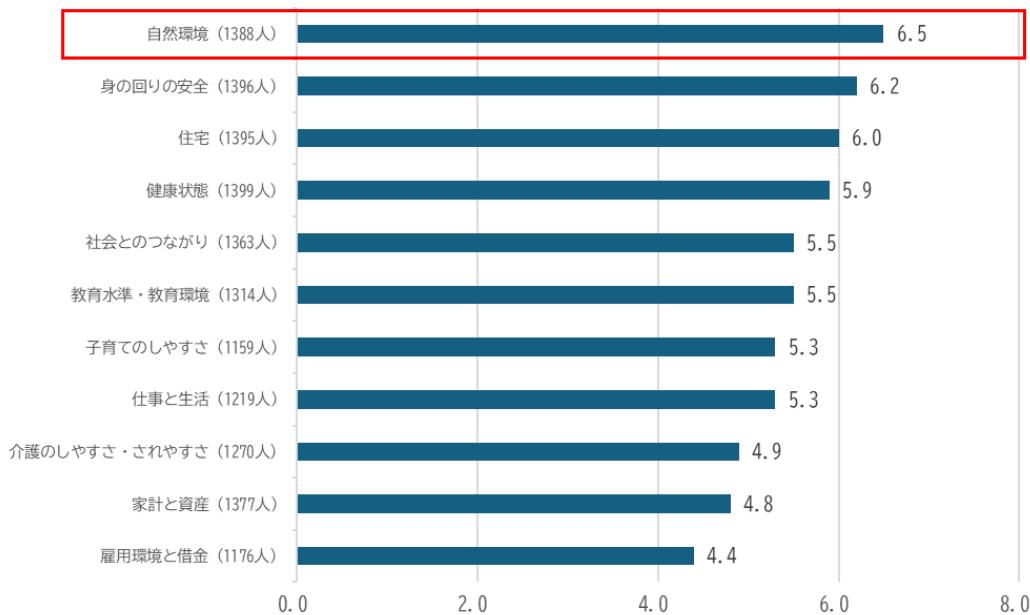
## (4) 市民意識

本市に住み続けると選択した市民のうち、約58%が「海や緑などの自然が豊か」であることを理由に選んでいます。また、生活における様々な分野のうち、自然環境分野の満足度が最も高くなっています。自然環境の満足度は、同様のアンケートを実施した令和2年度に続き、高い度合いとなっています。

問 横須賀市に「住み続ける」「たぶん住み続ける」を選んだ理由としてあてはまるものを選んでください。



問 あなたは、以下の、生活に関するさまざまな分野における満足の度合いについて、「非常に満足している」を10点、「まったく満足していない」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。

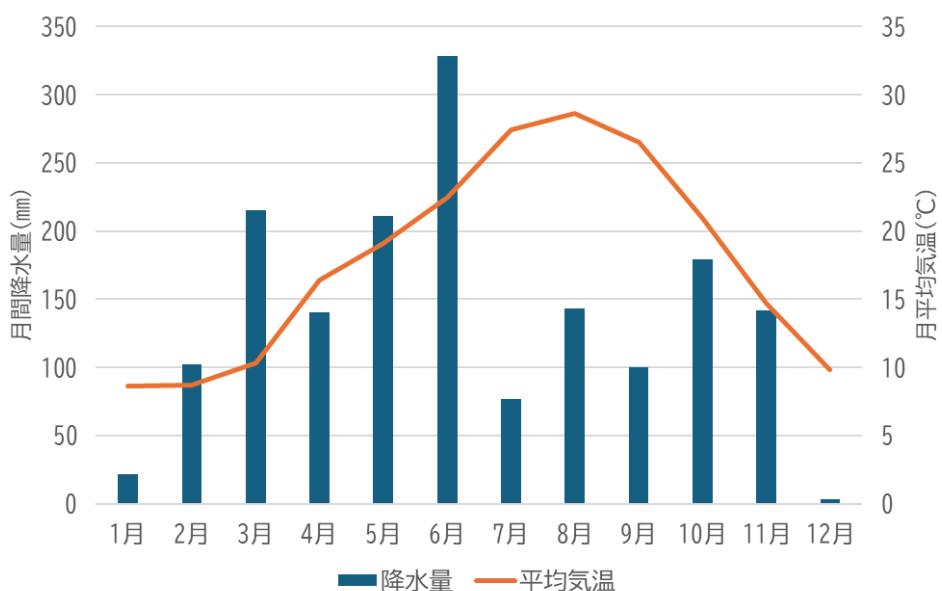


(出典：令和4年度横須賀市民アンケート報告書)

## 2 地理的条件

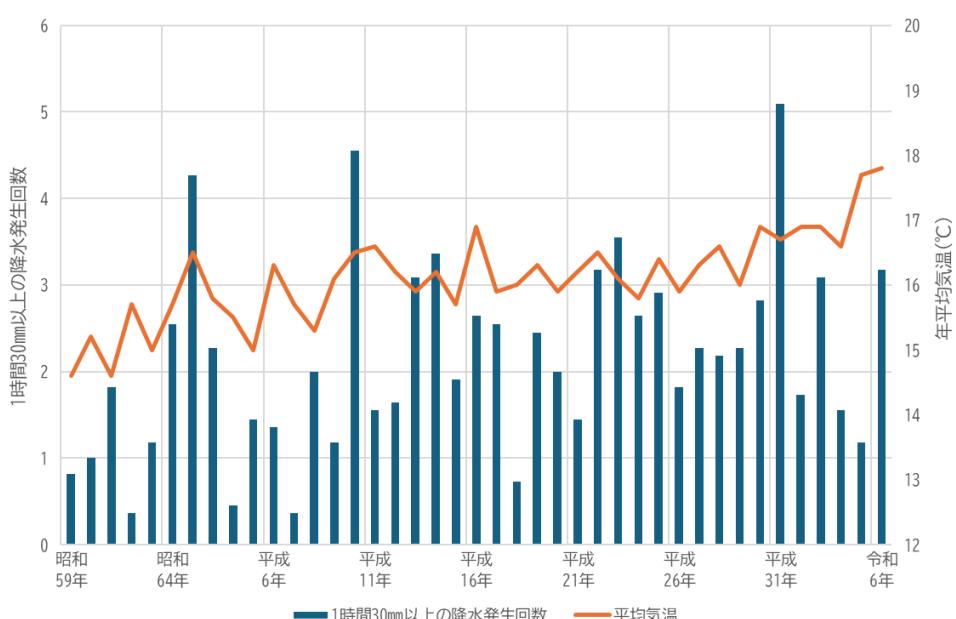
### (1) 気候

令和6年（2024年）の年平均気温は17.7°C、月平均気温の最高気温と最低気温の差は7.5°Cで、海洋の影響により寒暖の差が小さくなっていると考えられます。降水量は3月～6月にかけて比較的多く、典型的な東日本太平洋岸の特徴を示しています。年平均気温は過去30年で徐々に上昇しており、地球温暖化の進行やヒートアイランド現象が主な要因として考えられます。また、1時間降水量30mm以上の日数についても、年によってばらつきがあるものの増加の傾向が見られ、今後も極端な気象現象の増加が予想されます。



令和6年の降水量と月平均気温の変遷

(出典：神奈川県三浦のアメダスより作成)



## (2) 地形・地質

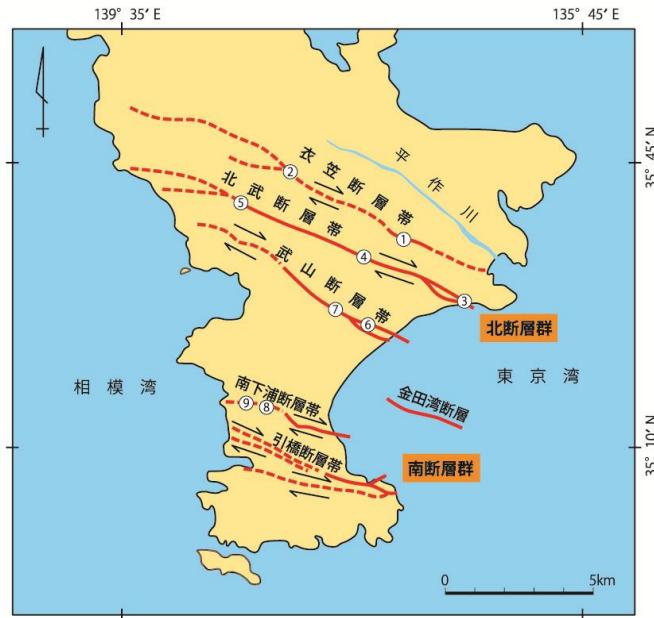
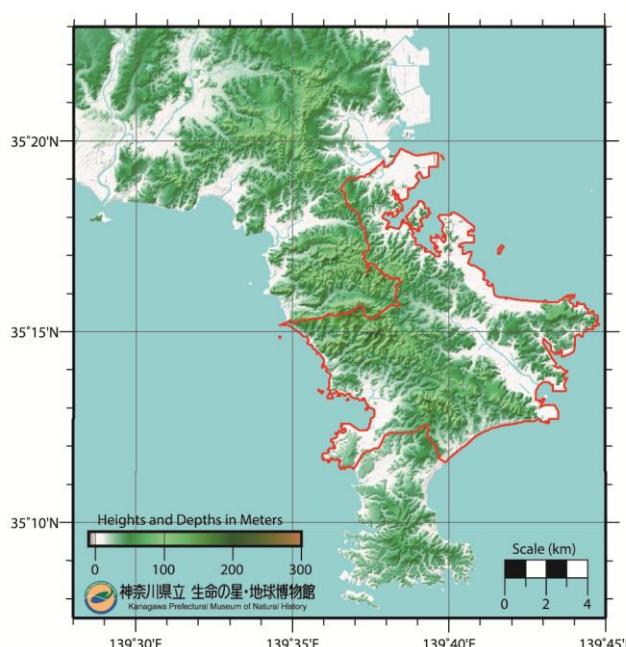
本市は、田浦から大楠山、衣笠山、武山及び野比にかけて市域中央部に連なるみどり豊かな丘陵と、台地、低地に分けられ、これらの地形が生み出す自然環境は本市の大きな魅力となっています。

丘陵地は、小さな河川による侵食が進んでおり、複雑に入り組んだ谷戸地形をつくっています。平坦な台地は小原台周辺に見られ、海底だった時代に波の力によって岩盤が平坦に侵食されたのち、地震による土地の隆起と氷河の発達、後退による海面の変動により陸地になった海成段丘です。丘陵地、台地を刻む谷沿いには低地ができますが、本市に大きな河川がないため沖積低地は広くありません。

また、三浦半島の沿岸は、幅10km以内の大陸棚（水深100～120m）が続き、その先の急傾斜をなす陸棚斜面は相模湾で水深1,400～2,000mに達しています。

本市の大地は、その大部分が新生代（1800万年前以降）に、深海で形成されました。荒崎等では、フィリピン海プレートのはたらきの影響を受け、変形した地層を見ることができます。

活断層は、市内に北から衣笠・北武・武山断層の3つが西北西～東南東方向に通っており、三浦半島の北側に位置することから北断層群と呼ばれています。北断層群は数百年以内に活動し、地震が起きる可能性があるとされています。



### 3 みどりの現状

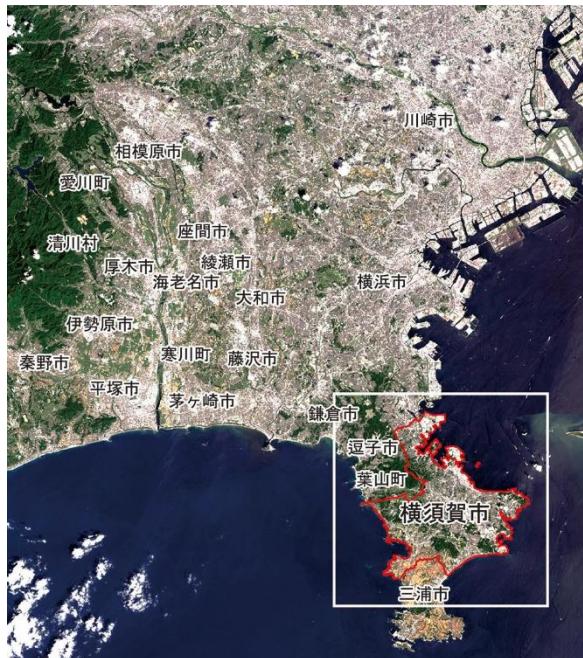
#### (1) 横須賀市のみどり

##### 1) 広域的なみどり

###### ア 多摩三浦丘陵

本市には、田浦から大楠山、衣笠山、武山及び野比に連なる丘陵部にまとまったみどりが存在します。この丘陵部のみどりは、関東山地から太平洋に至る首都圏のグリーンベルトである多摩・三浦丘陵の一部を担っているほか、猛禽類の渡りの経路に含まれる等、市域だけでなく首都圏における重要な自然環境となっています。

多摩・三浦丘陵の維持管理は、これまで行政区画により分断されて扱われてきましたが、それらを抱える自治体が「みどりはつなぎ手」という共通認識に基づき、市民や事業者、行政の協働による働きかけを行っていく取組みを進めています。



多摩・三浦丘陵と横須賀市

(出典：USGS/NASA Landsat の衛星画像に一部加筆)



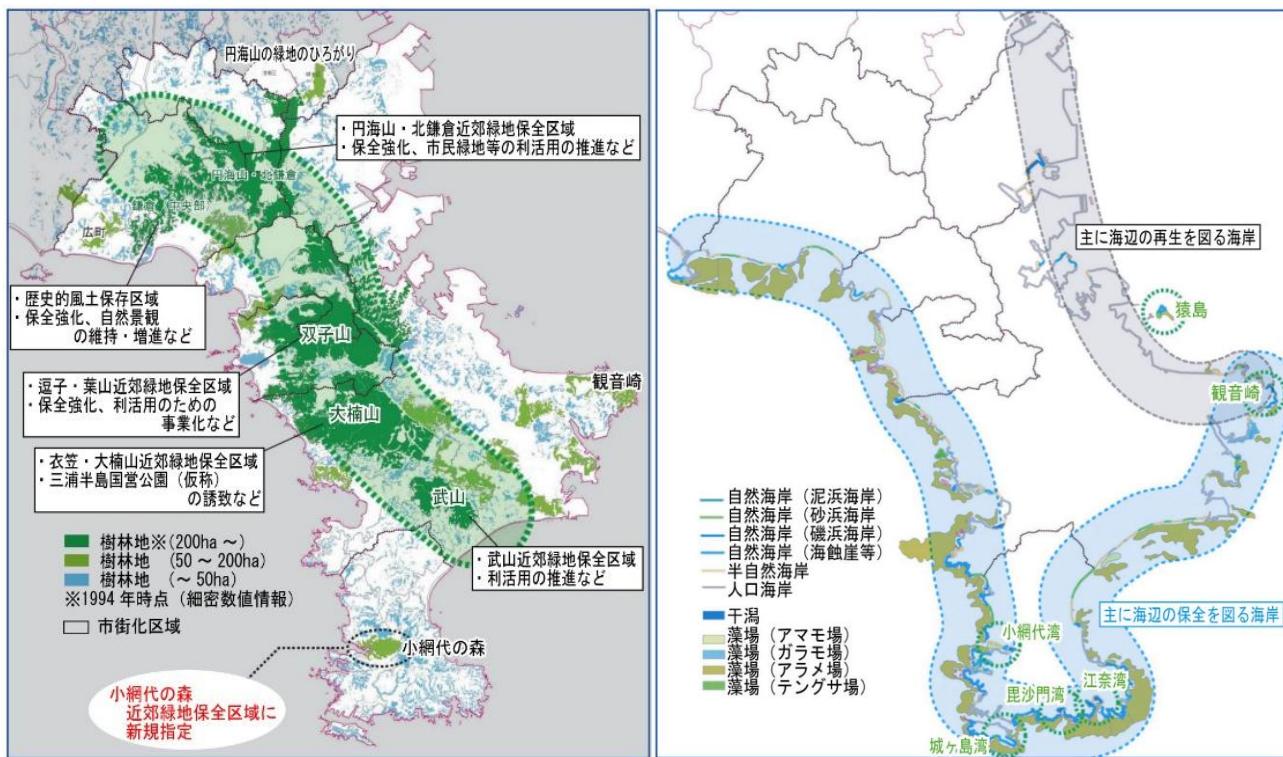
三浦半島といらるか丘陵

(出典：岸 由二 自然へのまなざし  
(ナチュラリストたちの大地) 紀伊国屋書店 1996)

## イ 三浦半島公園圈構想

横須賀市を含む三浦半島一帯のみどりについては、平成18年（2006年）に「行政や事業者、市民活動団体や地域住民、さらに三浦半島への来訪者の方々が一体となって、地域づくりに取り組んでいくための基本方針」として、三浦半島公園圈構想（神奈川県）が策定されました。三浦半島の住民が快適に暮らせるることはもちろん、首都圏や海外から多くの人々が訪れ、楽しみ、癒され、満足できるよう、三浦半島全体を魅力ある公園のような空間（公園圈）としていくことを目指しています。

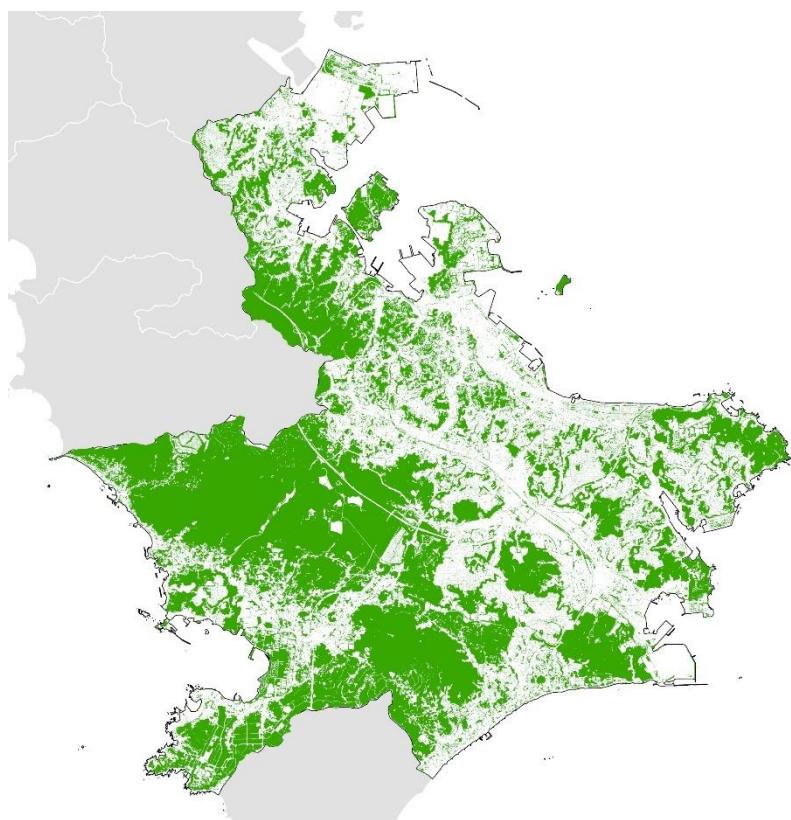
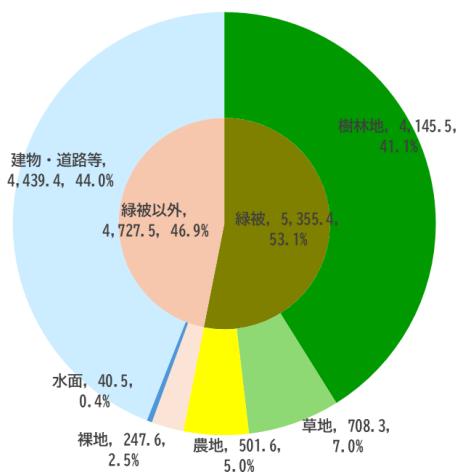
このように、今後はみどりを単に行政区域だけでなく、広域的なつながりを視野に入れて保全や再生、創出していくことが大切になっています。

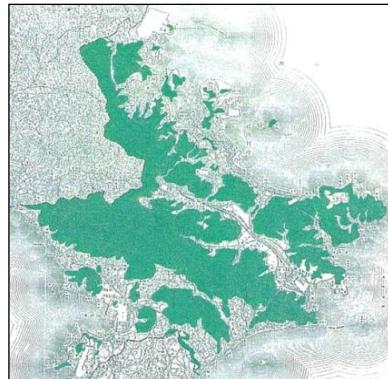


（出典：三浦半島公園圈構想）

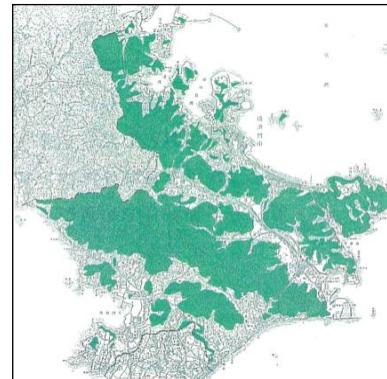
## 2) みどりの現状と経年変化

本市の樹林地、草地、田畠等の緑被率は、約 53.1%です（令和 7 年度調査時点）。緑被の内訳としては、その 7 割強が樹林地であり、次いで草地、農地が占めます。市内の樹林地は昭和 40 年（1965 年）から昭和 59 年（1984 年）にかけて、戦後の高度経済成長期における宅地開発等により大きく減少しましたが、平成 22 年（2010 年）以降は増加傾向にあります。近年の樹林地率の増加は解析精度の向上が主因ですが、平成 9 年（1997 年）に「緑の基本計画」を策定し、みどりの保全を図るとともに自然環境に配慮した宅地開発を進めたことも寄与していると考えられます。

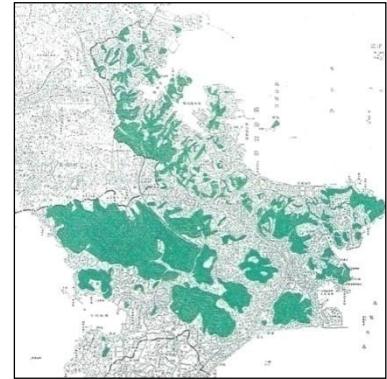




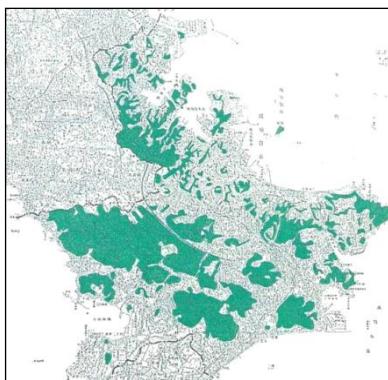
昭和19年 (樹林地率: 65.0%)  
(緑被率: データなし)



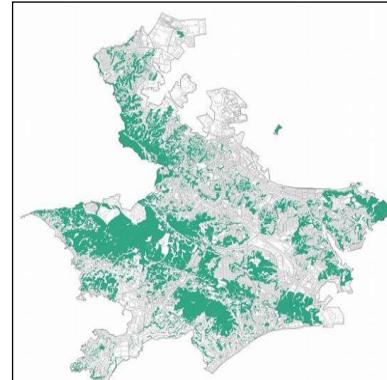
昭和40年 (樹林地率: 60.0%)  
(緑被率: データなし)



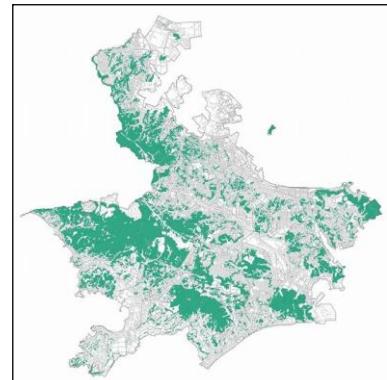
昭和59年 (樹林地率: 35.0%)  
(緑被率: 50.3%)



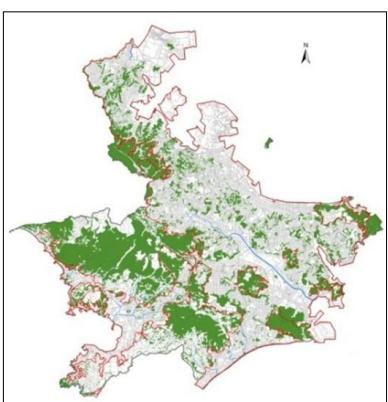
平成2年 (樹林地率: 32.4%)  
(緑被率: 48.9%)



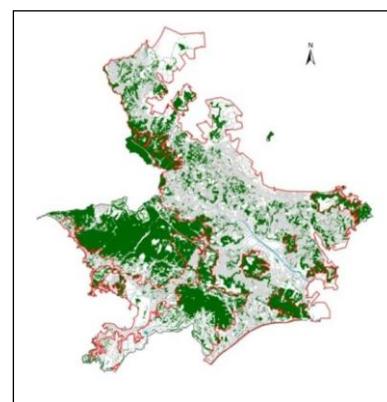
平成7年 (樹林地率: 31.4%)  
(緑被率: 41.6%)



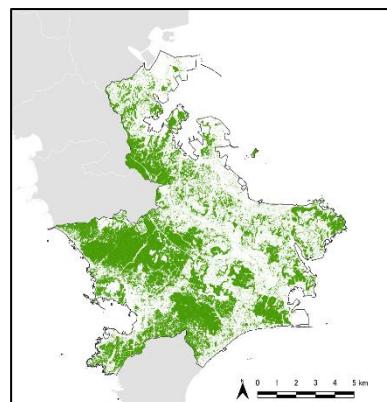
平成12年 (樹林地率: 30.5%)  
(緑被率: 44.8%)



平成17年 (樹林地率: 30.2%)  
(緑被率: 40.8%)



平成22年 (樹林地率: 34.8%)  
(緑被率: 53.8%)



平成27年 (樹林地率: 38.4%)  
(緑被率: 54.5%)

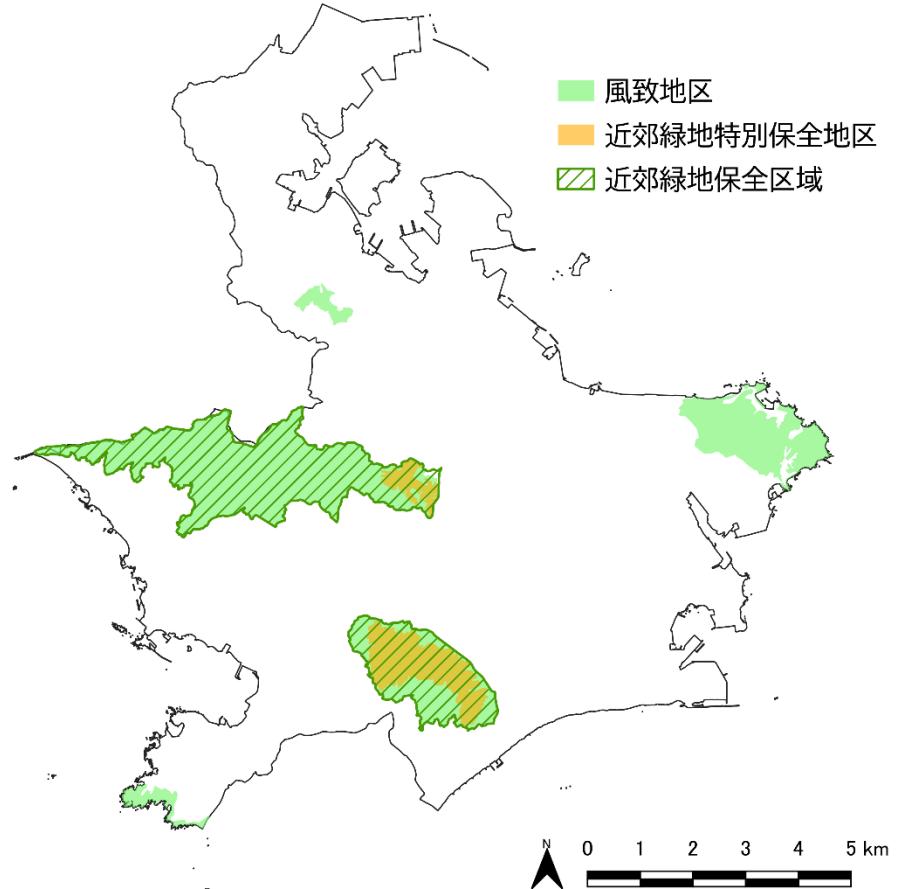
※平成22年以降の調査は精度を高めたことにより、その対象が広がり（街路樹や家庭の庭木も対象）、結果として数値が高まっています。

### 3) 風致地区・近郊緑地保全区域

本市のまとまりのあるみどりでは、風致地区や近郊緑地保全区域の指定によって保全されている地域があります。風致地区は、都市の中の風致を維持するため、樹林地や丘陵地、水辺地等の良好な自然環境を保持している区域や史跡、寺社仏閣等がある地域、良好な住環境を維持している地区等を指します。これらは都市計画法に基づく地区で、本市では5地区 1,355.7ha が指定されています。

近郊緑地保全区域は首都圏近郊緑地保全法に基づき、大都市圏に存在する良好な緑地を保全するための区域で、本市では2地区 1,012ha が指定されています。近郊緑地保全区域のうち、2地区 244ha は、特に良好な自然環境を形成している区域として近郊緑地特別保全地区に指定されています。

今後、これらの良好なみどりの保全を継続していくとともに、活用手法の可能性について検討していく必要があります。特に、良好な自然環境を有し、周辺地域の重要な景観を形成している区域では、近郊緑地特別保全地区への指定も含めたさらなる保全が求められます。



風致地区及び近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の現況

## (2) 樹林地

本市は市内の面積の約4割を樹林地が占めています。市内の樹林地は、かつては薪炭林として人々に利用されてきた広葉樹の二次林が主ですが、エネルギー革命以降人々の利用はほとんどなくなりました。その結果、林内は大径木化や下層植生の衰退が進み、土砂の流出や生物多様性の損失等、樹林地の荒廃が進行しています。樹林地の荒廃によって、斜面林等では環境保全機能が低下し、土砂災害の危険性が高まっていると考えられます。

こうした状況を踏まえ、本市では武山近郊緑地特別保全地区の一部で試験的に樹林地の管理を行い、樹林地が持つ機能を向上させるための整備方法や効果を検証する「樹林地管理モデル事業」を令和5年度（2023年度）から実施しています。今後、樹林地管理モデル事業で得られた整備効果や課題を基に、本市における樹林地の整備方針を検討し、樹林地の機能を維持、増進させるための整備を進めていくことが必要になります。



荒廃が進む市内の樹林地



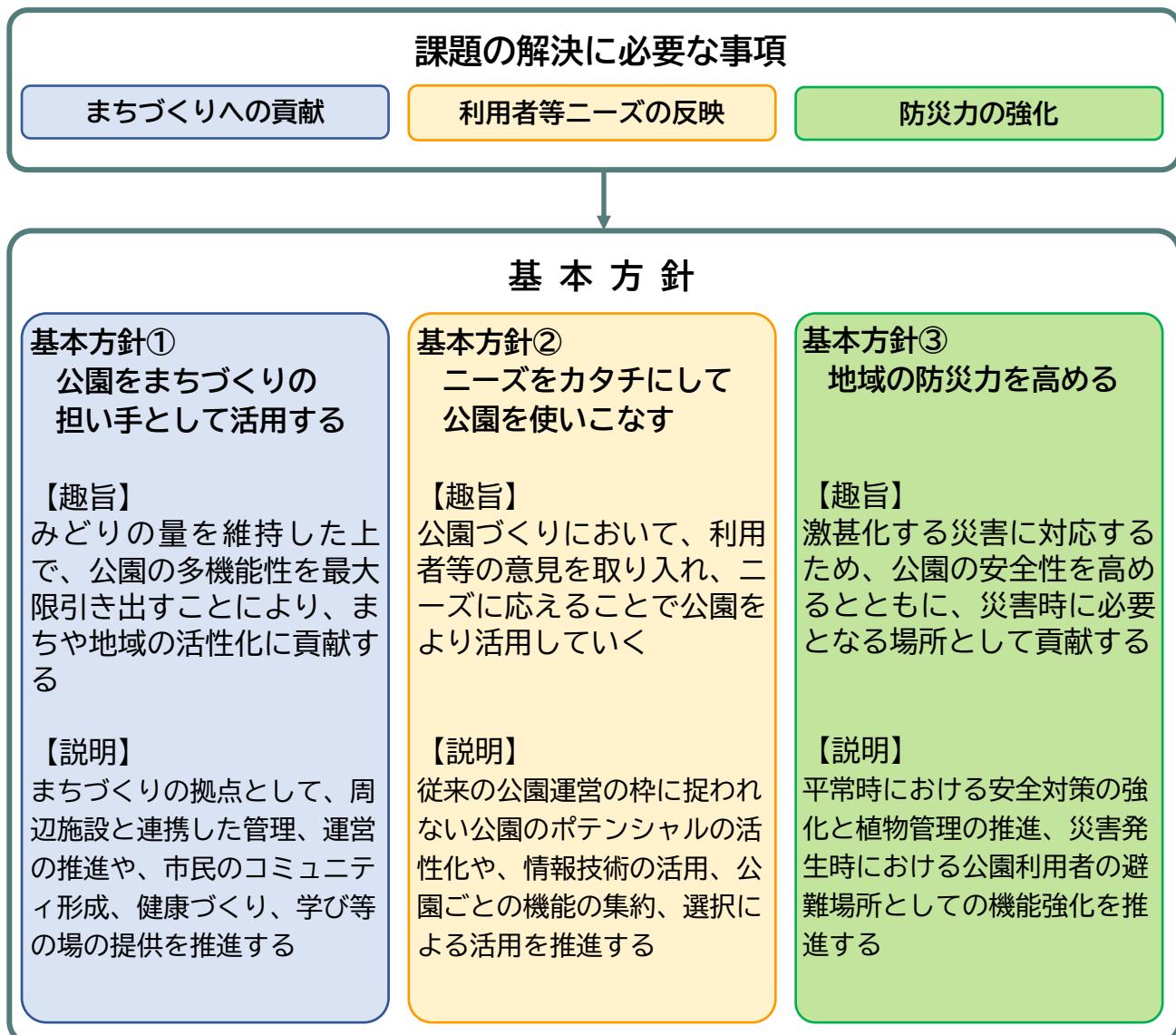
樹林地管理モデル事業の施業前（左）と施業後（右）の様子

### (3) 都市公園

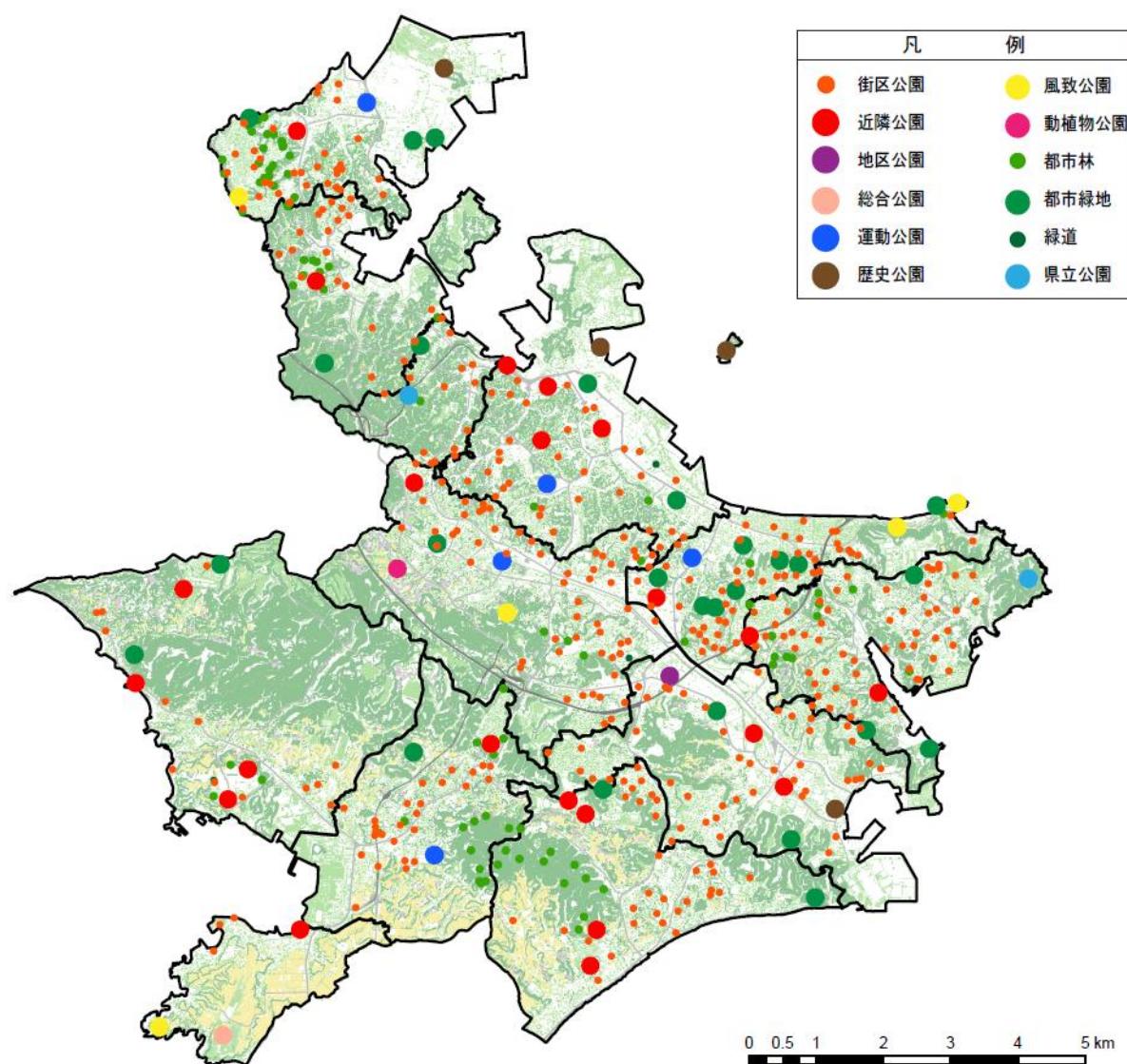
本市における都市公園（県立公園含む）は、542 カ所、約 696.1ha（令和6年度末現在）です。本市は、令和4年（2022年）に今後の都市公園行政の方向性を示した「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」を策定し、効果的かつ効率的な公園の整備、管理を目指しています。

令和5年（2023年）には長井海の手公園（ソレイユの丘）を Park-PFI を活用してリニューアルオープンしたほか、横浜 F・マリノスと連携した久里浜1丁目公園（F・Marinos Sports Park）を供用開始する等、集客や地域活性化を目指した公園づくりを進めています。

一方で、供用開始後の経年劣化による施設等の老朽化や利用者層の変化に伴うニーズの変化への対応が課題となっています。これらの課題に対応するため、遊具等を計画的に更新するため「公園施設長寿命化計画」に基づく遊具等の更新や、利用者のニーズに合わせた公園機能の再編が必要になります。



「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」の基本方針



横須賀市の公園配置図  
(出典: 横須賀市都市公園の整備・管理の方針)

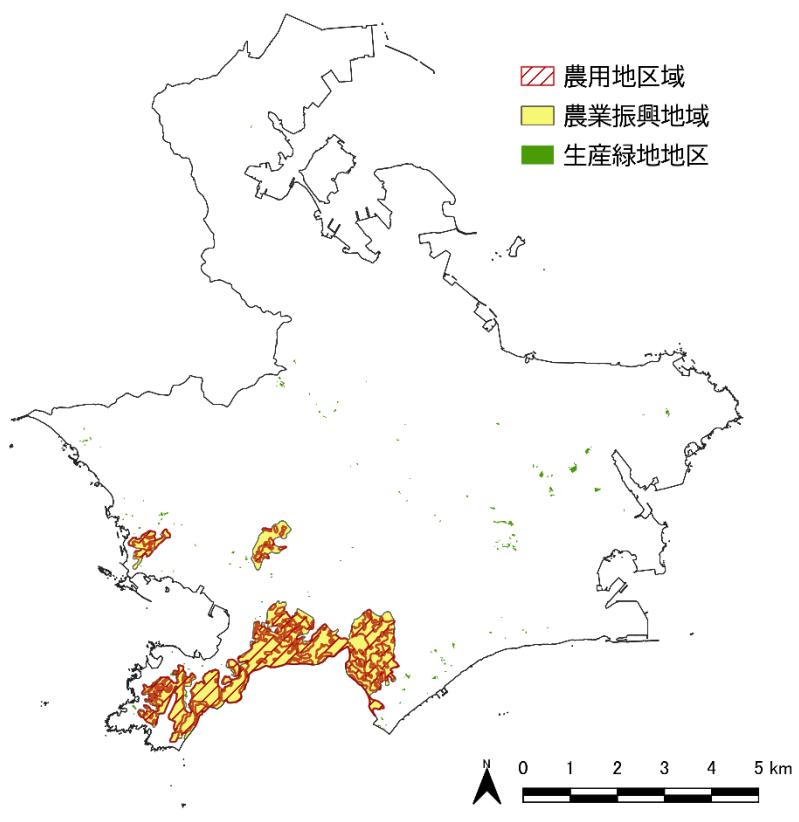


近年リニューアルした長井海の手公園（ソレイユの丘）（左）と  
久里浜1丁目公園（F・Marinos Sports Park）（右）

## (4) 農地・里山環境

農地は本市の南部を中心に広がっています。農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づいて指定された農用地区域は約 332.1ha です。また、生産緑地法に基づいて都市計画に決定された生産緑地は 159 力所 23.8ha で、市内の各地に点在しています。

本市の里山は、戦後の都市開発や生活様式の変化等によって減少しました。現在は、野比かがみ田緑地や長坂緑地等で里山環境の再生活動を実施しています。この2つの里山環境では、生物多様性の確保や環境教育の観点から、保全と活用を続けています。今後も里山環境では、こうした保全、活用の取組みを継続していくことが求められます。



農業振興地域及び生産緑地の現状



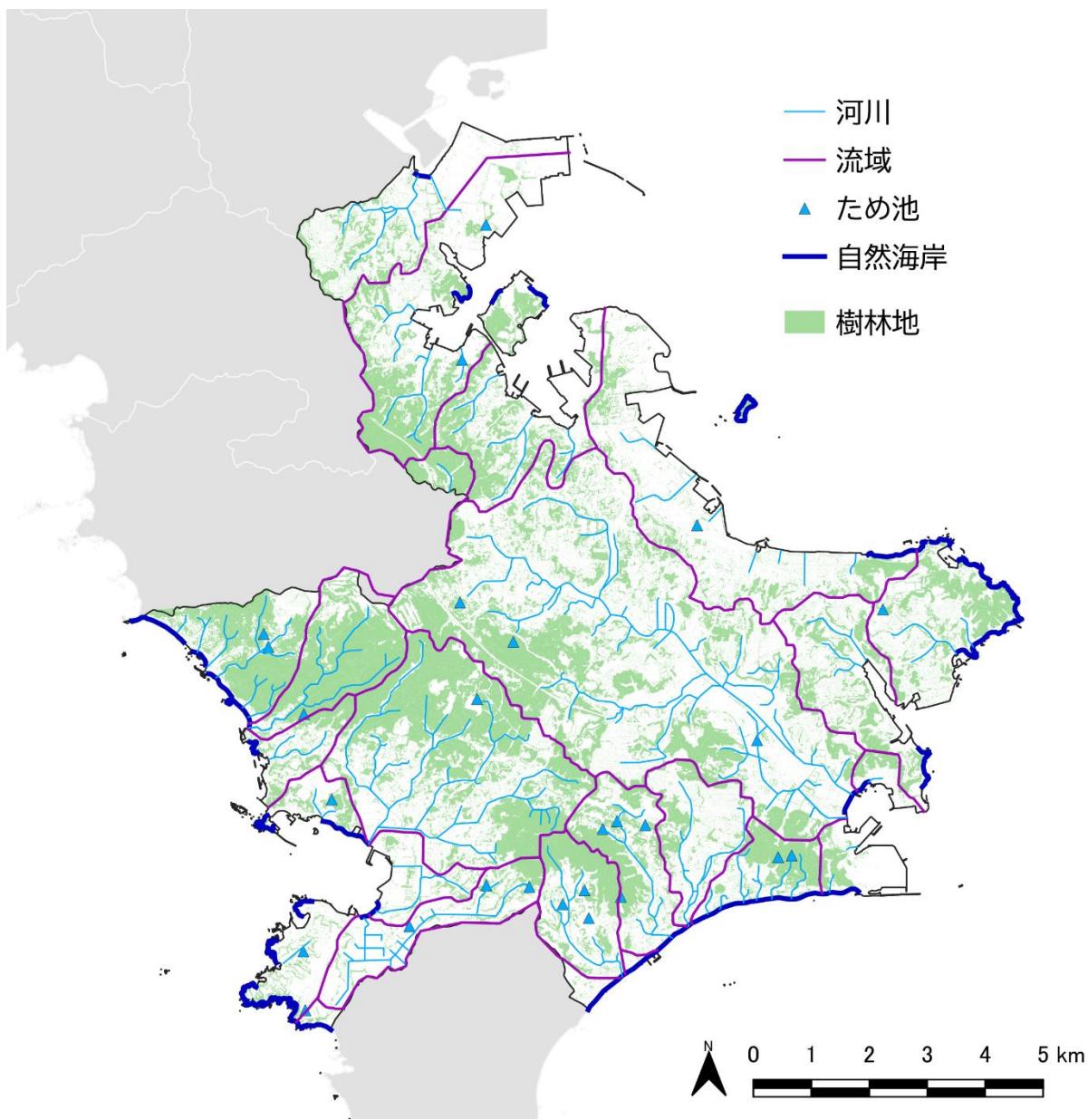
里山環境を再生した野比かがみ田緑地

## (5) 水系及び流域等

本市には、23水系、37河川、約50kmの河川があります。これらの主な河川の流域を含め、25の流域に区分できます。

河川は、延長が5kmにも満たない小河川が大半です。また、比較的自然が残されているのは、前田川や関根川の中流域、松越川や荻野川の上流域等に限られています。河川の上流域には、樹林地の管理不足による倒木等が発生している場所もあり、適切な管理の検討が必要となっています。自然海岸は、砂浜や岩礁、干潟等様々な形態がみられます。しかし、砂浜は海岸浸食による砂の流出のため、年々、減少しています。

ため池は、水田の減少に伴う水資源の利用低下により、水面がない状態のものが存在します。



水系及び流域等

## 4 生きものの現状

### (1) 生物相

生息、生育環境の変化や、一部の動植物の都市環境への適応などにより、本市で見られる生物にも変化が生じています。以下では、本市で見られる生物の特徴を示しています。なお、本計画では、本市において守るべき貴重な生物の生息場所等について、一部の掲載を控えています。

#### 1) 植物

##### ア) 生育環境・植生

本市の植生は、照葉樹林、落葉広葉樹林、海岸植生の3つで特徴づけられています。照葉樹林には、スダジイ、アカガシ、タブノキなどの常緑高木や、アオキ、ヤツデなどの常緑低木が多く生育しています。平成29（2017）年以降、市内の照葉樹林地を中心に、マテバシイやスダジイなどが立ち枯れするナラ枯れの被害があり、発生後5年間でおよそ12haの被害がありましたが、現在はほぼ収束しています。ナラ枯れにより大径木が倒木した場所では、樹木の更新が見られています。落葉広葉樹林は、かつてコナラやクヌギなどの薪炭林として利用されてきた森林で、現在はケヤキ、エノキのほかムクノキやクロガネモチなどの暖温帶性種が多く見られますが、現在は人の利用がなくなり、うっそうとした照葉樹林へと移行しています。海岸植生は、神奈川県の中でもっとも豊かであり、市の花のハマオモト（ハマユウ）、ハマボウをはじめ多様な海岸植物が見られます。植生は、約130年前（明治中期）から現在までの間で、マツ林からコナラ、クヌギ林、さらにシイ、タブなどの照葉樹林へと短期間に著しく変化したと考えられています。



照葉樹が多い本市の森



ハマオモト

## イ) 主にみられる種

市内では、樹林地や海岸などの植物を身近に見ることができます。主に照葉樹林内では、ヤブコウジ、カラタチバナ、アリドオシなどの常緑小低木や、アスカイノデ、ヤブラン、ジャノヒゲ、カントウカンアオイなどの常緑の多年草が見られます。落葉樹林内ではマルバウツギやムラサキシキブのほか、春にキンラン、ギンラン、秋にコウヤボウキ、キツネノマゴなどが花を咲かせます。市域の代表的な海岸植物には、ハマオモト（ハマユウ）、ハマボウ、イソギク、ワダン、アシタバ、ガクアジサイなどがあり、三浦半島の植物相を特徴づける植物と言えます。市の花となっているハマオモト（ハマユウ）やハマボウは天神島を分布の北限とし、自生することでも有名です。ただし、現在は温暖化の影響により自生地が北上傾向にあるようです。



ムラサキシキブ



イソギク

## ウ) 減少している種

宅地開発等が急激に進んだことなどから、海岸の砂浜や水田、湿地、ため池、河口などの水辺に生育する植物の数が減っています。

## エ) 増加している種

海外から侵入してきた帰化植物は増加の一途をたどっています。帰化植物の生育範囲は、海岸から山林の林縁までの広範囲で、特に市街地に多く見られます。

近年は温暖化の影響を受け、温暖な気候を好む在来種の増加も確認されています。

## オ) 外来種

現在、市内では特定外来生物に指定されているオオキンケイギクやオオフサモ、生態系被害防止外来種リスト<sup>※1</sup>において重点対策外来種にカテゴリ分けされているノハカタカラクサ（別名：トキワツユクサ）<sup>※2</sup>、ツルニチニチソウ、オランダガラシ（クレソン）、セイタカアワダチソウ、キショウブが見られます。これらの外来種が繁茂することで、希少種を含む在来植物が減少または消失する可能性があるため、貴重な植物への影響が懸念されています。



オオキンケイギク



トキワツユクサ

※1：正式名称は、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」で、我が国の生物多様性を保全し、外来種対策の一層の進展を図ることを目的として、平成27年3月に環境省及び農林水産省が作成、公表したものです。

※2：本計画では、より一般的な「トキワツユクサ」を使用します。

## 2) 哺乳類

### ア) 生息環境

哺乳類は、海岸から野山まで様々な場所に生息しています。アズマモグラのように地中に暮らすもの、コウモリ類のように日中は屋根裏や洞窟などで過ごすものがあり、多くの種類は人目につかないように市域に広く生息しています。

### イ) 主にみられる種

本市における哺乳類は、ホンドタヌキ、アズマモグラ、アカネズミ、アブラコウモリなど、基本的に本州中部の動物相を反映しており、山地性より平地または丘陵性の特徴を示す種構成と言えます。



タヌキ

### ウ) 減少している種

現在確認できる種は、記録のある20種からさらに減っています。本市では、ニホンカワウソ、ニホンジカなどが捕獲されていた記録ありますが、それらを含む中型以上の哺乳類の多くが地域絶滅しています。また、かつて田畠が広がっていた頃に多く見られたイタチ（ニホンイタチ）はほとんど見られなくなり、スナメリも東京湾の船舶往来等の海上利用増加によりほとんど見られなくなりました。

### エ) 増加している種

近年、ニホンイノシシの生息が三浦半島全体で確認されており、今後の動向に注意が必要です。

### オ) 外来種

本市では、アライグマ、クリハラリス（タイワンリス）、クマネズミ、ハクビシン、ドブネズミ、ハツカネズミがよく確認されています。アライグマとクリハラリス（タイワンリス）は特定外来生物に指定されており、生活被害、農業被害、生態系被害があります。本市では、これらを捕獲していますが、個体数の増加と分布の拡大は収まっています。



アライグマ  
(出典: 環境外来生物写真集)



クリハラリス（タイワンリス）

### 3) 鳥類

#### ア) 生息環境

野鳥は、野山、人里、水辺など様々な場所で見られますが、田んぼ、雑木林、茅場などの環境の変化を受けて、見られる種が変化してきました。

中でも、河口や海岸にできる干潟や水田地帯の用水池などを餌場や休息場として利用している水辺型の野鳥は、都市化の進行により、見られる機会が減りました。

#### イ) 主にみられる種

三浦半島における鳥類は、本州中部の標準的なもので、丘陵地など内陸部ではアオゲラ、シジュウカラ、メジロなど、水辺や沿岸部ではアオサギ、コサギ、カワセミなどが見られます。また、冬鳥が多い傾向にあり、冬季にはマガモやキンクロハジロなどのカモ類、ツグミ、シロハラなどが見られます。これらの種は都市公園の整備などにより、都市域の緑地や水辺でも見られます。

また、武山では秋にサシバなどの猛禽類の渡りが観察できます。

#### ウ) 減少している種

サシバ、タマシギ、ミヅゴイは、里山環境の減少により市内で絶滅の危機に瀕しています。キジ、モズ、ホオジロなど、かつて草原や森林で多く生息していた身近な鳥類も、都市化によって個体数が減少しています。また、干潟の減少や環境悪化により、チドリ類、シギ類の渡来数が減少しています。



サシバ

#### エ) 増加している種

ムクドリ、コゲラ、ヒヨドリ、ハクセキレイなど、都市環境に適応した種が増加傾向にあるほか、一部の水辺環境ではカワウが増加しており、これらの種による糞害が問題となっています。また、近年は沿岸部に生息するイソヒヨドリが内陸部に進出しており、市内全域で見られます。



イソヒヨドリ

#### オ) 外来種

市内では、コジュケイ、ドバトなど、人為的に持ち込まれた種が定着しています。また、特定外来生物に指定されているガビチョウが三浦半島全域に分布を拡げており、在来種への影響が懸念されます。



ガビチョウ

## 4) 両生・爬虫類

### ア) 生息環境

両生類は、本市では湿地や樹林地、水路、池が一つのエリアに存在する谷戸地形などに生息が集中しています。三浦半島に生息する両生類には、幼生期は水田で過ごし、成体になると畠や隣接する林に移動して生活する種が多くいます。一方爬虫類は、都市から里山環境を中心に生息しています。どちらも在来種は里山環境の減少や宅地開発等による緑地の分断や縮小に伴い、減少傾向にあります。

### イ) 主にみられる種

両生類ではアマガエル、アズマヒキガエルなど、爬虫類では、ニホンカナヘビ、ヒガシニホントカゲ、アオダイショウ、シマヘビなどが身近に見られます。

### ウ) 減少している種

両生類では、ツチガエルとアカハライモリが生息地の減少により、近いうちに地域絶滅する可能性があるほか、トウキヨウサンショウウオも、個体数が減少しており、絶滅が危惧されています。また、トウキヨウダルマガエル、ニホンアカガエルは既に地域絶滅しています。

爬虫類のニホンイシガメは、地域絶滅状態となっているほか、シロマダラ、ヤマカガシ、ジムグリ等のヘビ類は、近年の確認記録が激減しています。

相模湾側の海辺では、アカウミガメの産卵地記録が数カ所ありますが、近年は減少傾向にあります。

### エ) 増加している種

在来種が減少している一方で、外来種のなかには増加傾向の種が見られます。

### オ) 外来種

特定外来生物に指定されているウシガエルやアカミミガメが市内全域で見られ、生態系への影響が懸念されています。ただし、ウシガエルについては、市内の水路等の減少により、減少傾向にあるとの見方もあります。

このほか、ペットの遺棄によりクサガメなどの外来種のカメ類が、また人為的な放流によりモリアオガエルが公園の池等で確認されています。

また、植栽時に土壤と一緒に持ち込まれたと考えられるブラーミニメクラヘビも確認されています。



トウキヨウサンショウウオ



ヤマカガシ



モリアオガエル

## 5) 汽水・淡水魚類、甲殻類、貝類

### ア) 生息環境

かつて市内には、水田、ため池などの水辺環境が数多くありましたが、生活様式の変化、宅地開発等により減少、荒廃しました。河川の大半は改修され、中でもほとんどの中、下流域と河口域はコンクリートを多用した護岸整備が施されています。このような護岸で覆われた水辺環境はエコトーン（連続的に変化する生息環境の移行帯）を欠いており、元々そこに生息していた生物種の多様性や生息数の減少につながっています。

### イ) 主にみられる種

#### i 汽水・淡水魚類

現在、本市で確認できる在来の汽水・淡水魚類は40種余りいます。その多くが淡水域に侵入もするボラ科、シマイサキ科などの汽水魚（周縁性魚類）や、海と川を行き来するウナギ科、ハゼ科、アユ科などの回遊魚（通し回遊魚）です。また、下流や河口には、流れがゆるやかな汽水域を好むマハゼなどが生息し、上流や中流には一生を淡水域で暮らすアブラハヤや、遡上する力が強いヨシノボリ類など、水がきれいで、流れがあるところを好む魚がいます。ため池や河川下流などの流れのゆるやかな淡水域にはコイ科のモツゴなどがいます。



アブラハヤ

#### ii 甲殻類、貝類

市内の河川には、在来の淡水甲殻類が11種、淡水貝類が5種見られます。甲殻類では、モクズガニ、サワガニが各所の河川で比較的よく見られますが、その他9種は相模湾に流れ込む一部の川で見られます。また、近年、その一部が東京湾側でも見られるようになりました。サワガニやテナガエビ類は、流れのあるきれいな水にしか生息することができません。外来種のカワリヌマエビ属の一種も一部地域で確認されています。

### ウ) 減少している種

湿性植物や水生植物の生育場所が減少するとともに、そこを利用する動物も減少しました。巻貝のカワニナは減少し、二枚貝のマシジミはほとんど見られません。

### エ) 増加している種

外来種のなかには増加傾向の種が見られます。

### オ) 外来種

淡水魚類では、特定外来生物のブラックバス（オオクチバス）、ブルーギル、カダヤシが、甲殻類では、特定外来生物のアメリカザリガニが、流れが少なく汚れた水にも住むことができるため、市内の様々な水辺で見られます。



ブルーギル

このほか外来種の中には、コイやサカマキガイなど意図的、非意図的に国外から移入された種、オイカワのように国内の他地域から持ち込まれた種もいます。

## 6) 昆虫ほか陸上節足動物

### ア) 生息環境

昆虫類は、海中を除く市内のある環境に生息し、しかも比較的小さな環境にすみ分けているため、その種数は本市だけでも3,000種を超えると言われています。人間の生活様式や土地利用の変化に伴って、砂浜の浸食、樹林地の荒廃、水辺の減少など多様な生息環境が変化し、昆虫類の生息環境や多様性が減少しています。なお、ここでは必要に応じて昆虫類に比較的近縁な小動物（節足動物）であるクモなどの鋏角類、ムカデやヤスデなどの多足類、ダンゴムシなどの甲殻類にもふれています。

### イ) 主にみられる種

市内の様々な環境では、多様な昆虫を見ることがあります。社寺林などの照葉樹林にはクスノキ類を食樹とするアオスジアゲハが、自然度の高い海岸にはハマダンゴムシ（甲殻類）やイソカネタタキが、かつての雑木林にはコナラやクヌギにクワガタ類やゴマダラチョウなどが、谷戸奥を流れる小川にはゲンジボタルやアサヒナカワトンボなどが、水田や周辺の湿地にはヘイケボタルやナガコガネグモ（鋏角類）などが、それぞれ身近に見られます。また、貴重な種として、県内で三浦半島にしか記録が残っていないケシウミアメンボ、県西部の海岸と隔離分布するヒヨウタンゴミムシ、県内でも少ないコサナエ、市内の一部でしか自生のないキジョランを食草とするアサギマダラなどがいます。



アサギマダラ



ゲンジボタル

### ウ) 減少している種

昆虫は、比較的小さな環境にすみ分ける生物ですが、食べるものやすみかとなる環境の幅が狭く特化した種ほど、みどりの質の低下によって減少もしくは絶滅の危機にさらされやすくなります。水生昆虫の減少は、その顕著な例です。また、移動距離の小さな種にとっては、生息環境が分断、縮小されることで絶滅の危機に瀕することがあります。

生息環境	減少している昆虫の例 (*は、本市地域絶滅種)
水辺	甲虫類：ゲンゴロウ類（一部*）、ミズスマシ*、ヘイケボタル カメムシ類：タイコウチ*、オオアメンボ トンボ類：マルタンヤンマ、コサナエ チョウ類：ミドリシジミ（湿地に生育するハンノキを食樹とする）
海岸	甲虫類：シロスジコガネ、ウバタマムシ（松林）、 ヒヨウタンゴミムシ（砂浜）
山林	甲虫類：シロスジカミキリ、ノコギリクワガタ、クロシデムシ、 ヒメマイマイカブリ カメムシ類：ハルゼミ* チョウ類：ヒメジャノメ（明るい林）、キマダラセセリ（林縁）
草地	チョウ類：ジャノメチョウ バッタ類：クツワムシ*、ヒガシキリギリス

## 工) 増加している種

ナガサキアゲハ、ツマグロヒョウモン、クロコノマチョウなどのチョウ類は、温暖化の影響と考えられる生息可能域の北上とともに、それぞれの食樹、食草であるミカン類、スミレ類、湿地性イネ科草本が繁茂していることから、湿地性イネ科草本を足掛かりに本市への分布拡大を可能にしました。チョウ類以外では、キマダラカメムシやモンスズメバチのように近年増加が認められるようになったものや、カシノナガキクイムシのようにナラ枯れ被害を伴って増加している昆虫が知られています。

また、一度姿を消したもの、近年復活した種もあります。特にゲンジボタルをシンボルとした市民による河川環境の再生、美化活動は、本種以外にも多くの流水性の水生昆虫に再び生息環境をもたらしています。ハグロトンボは、河川環境の悪化に伴って姿を消しましたが、復活の気配が見られます。チョウ類では、ウラギンシジミとムラサキシジミが本市および三浦半島においてかつての減少から増加傾向にあることが知られていますが、その増減の原因はよく分かっていません。

## オ) 外来種

昆虫類では、27種が特定外来生物に指定されています。うち本市分布はアカボシゴマダラ（大陸亜種）のみで、人為的な移入がきっかけとなりエノキを食樹として関東地方を中心に広く分布拡大し、本市には2000年代後半から定着しました。クビアカツヤカミキリやツヤハダゴマダラカミキリについては、街路樹や果樹を強く加害することが知られ、県内近隣地域や隣県まで分布拡大していることから、注意が必要です。

また植栽や土壤の移動に伴う移入種として、ヤンバルトサカヤスデの発生が目立つようになってきました。



ハグロトンボ



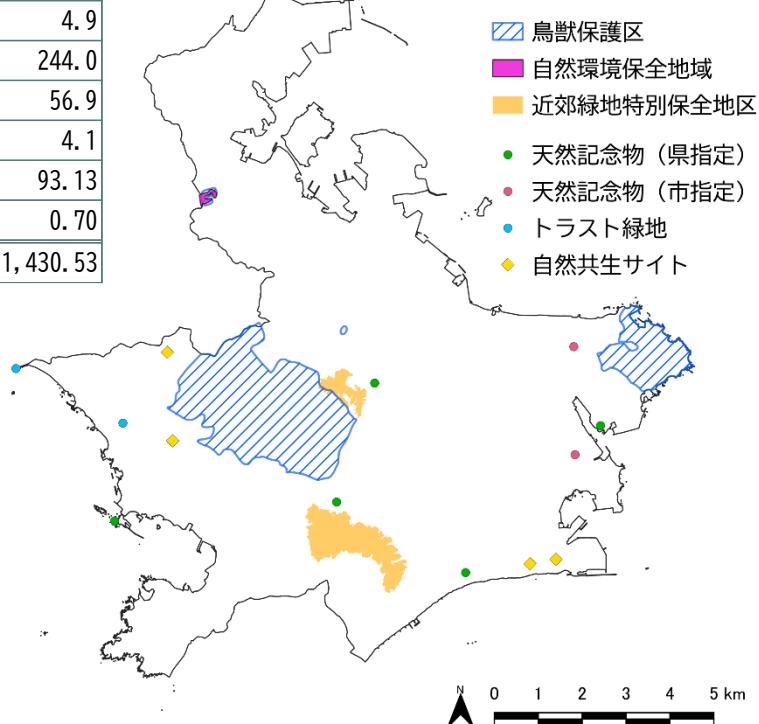
アカボシゴマダラ

## (2) 保護地区

令和4年(2022年)に採択された「昆明-モントリオール生物多様性枠組」において、2030年までに陸域、内陸水域、沿岸域及び海域の少なくとも30%を効果的に保全する30by30目標が設定されたことにより、日本国内でも良好な自然環境を保全する機運が高まっています。本市においても、自然共生サイトの制度が始まっています。生物多様性の保全を進め、自然共生サイトへの認定を目指してきました。

本市の生物多様性が保全されている面積は令和6年度(2024年度)末時点で、法制度で守られる「保護地域」と、法制度以外の仕組みで守られる「OECM」を合わせて約1,430.53haあります(令和6年度末現在)。今後、30by30目標貢献のため、良好な自然環境の保全が求められます。

保護地名等		面積(ha)
保護地域	神奈川県鳥獣保護区	1,034.9
	神奈川県自然環境保全地域	4.9
	近郊緑地特別保全地区	244.0
	天然記念物(県指定)	56.9
	天然記念物(市指定)	4.1
OECM	自然共生サイト	93.13
	トラスト緑地	0.70
合計(重複除く)		1,430.53



保護地域等の現況(令和6年度末時点)

## 5 関連計画

本計画は、国土交通省や環境省、神奈川県等が策定した広域的な計画や指針に即した計画であるとともに、本市の関連計画と整合した計画となっています。

### (1) 緑の基本方針

「緑の基本方針」は、都市緑地法に基づき、都市における緑地の保全等の取組みを国家的な観点からより一層推進するため、国土交通大臣が、緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めるもので、令和6年（2024年）12月に策定されました。この方針では、「将来的な都市のあるべき姿『人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市』」を全体目標として掲げるとともに、3つの個別目標を設定しており、これらの目標実現に向けた取組み及び関連する指標等を位置づけることを促しています。

#### 全体目標

**将来的な都市のあるべき姿 「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」**

国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組み及び関連する指標等を位置づけることを促す。

#### 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

個別目標  
CO<sub>2</sub>の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組みを推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献

#### 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

目標  
緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する

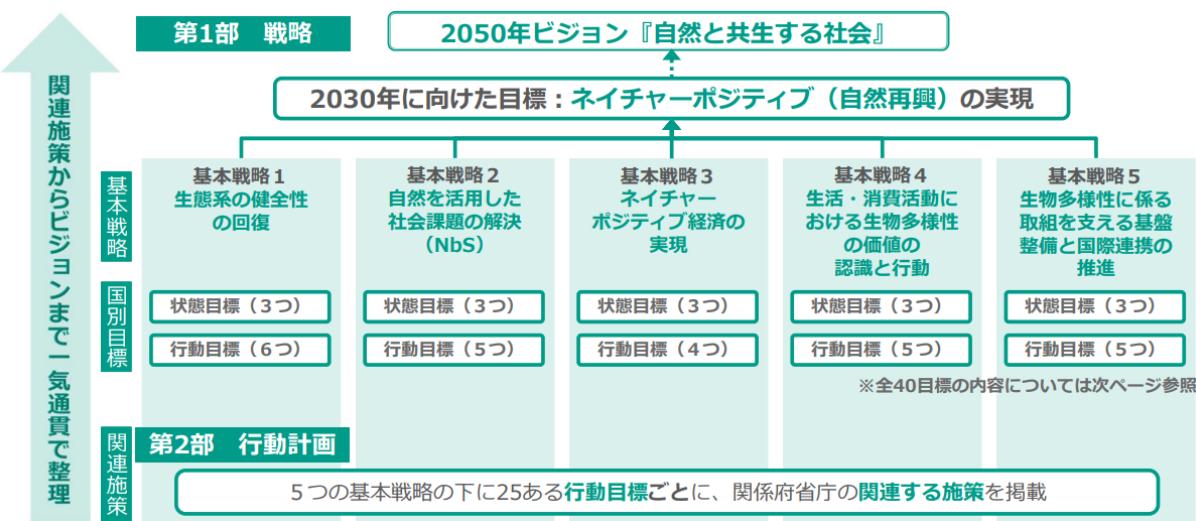
#### Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

標  
地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく

### 「緑の基本方針」の目標図

## (2) 生物多様性国家戦略 2023-2030

生物多様性国家戦略は、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国的基本的な計画です。現行の生物多様性国家戦略は令和5年(2023年)に策定した第六次戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」となっています。この戦略では、2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と15個の状態目標及び25個の行動目標を設定しています。

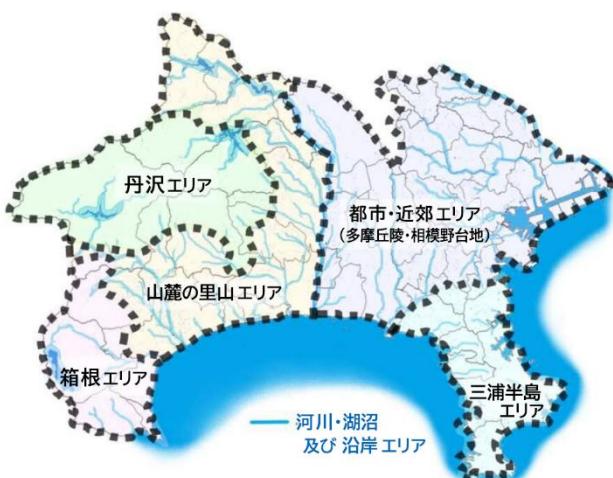


「生物多様性国家戦略 2023-2030」の基本戦略図

(出典：生物多様性国家戦略 2023-2030 概要版)

## (3) かながわ生物多様性計画 2024-2030

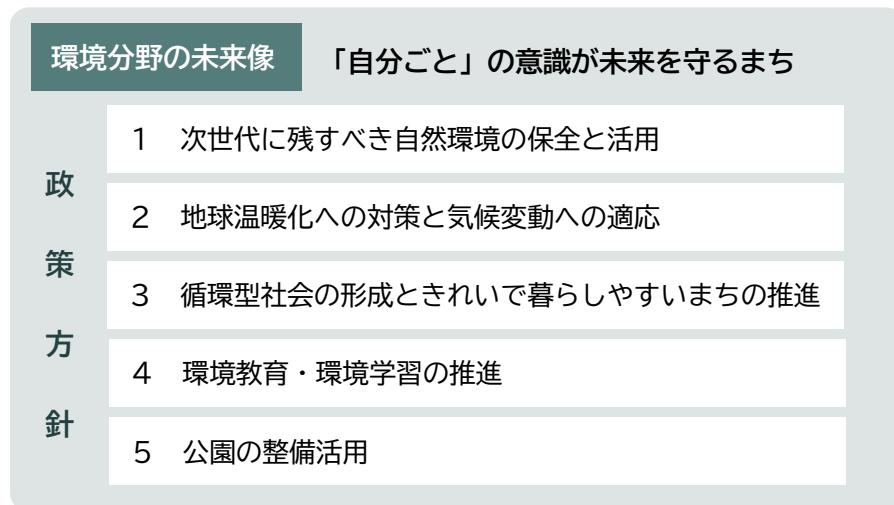
神奈川県は令和6年(2024年)に「かながわ生物多様性計画 2024-2030」を策定しました。本市は県土のエリア区分のうち、「三浦半島エリア」、「河川・湖沼及び沿岸エリア」の一部となっています。三浦半島エリアでは、残された自然を保全するため、多様な主体との連携、協働による緑地の保全、地域資源を生かした自然とのふれあいや体験学習の場の提供、環境保全型農業の推進、特定外来生物に指定されているアライグマ等の防除等を進めるなどを取組みの方向性としています。また、河川、湖沼及び沿岸エリアでは、生きものに配慮した川づくりや砂浜の回復や保全、持続可能な水産業等を進めることを取組みの方向性としています。



## (4) YOKOSUKA VISION 2030（横須賀市基本構想・基本計画）

YOKOSUKA VISION 2030 は、2030 年に向けた市の未来像を掲げ、本市の全ての政策の基礎となるものです。

市全体の未来像を「変化を力に進むまち。横須賀市」とし、それに基づいた 4 つのカテゴリと 10 の分野別未来像、分野ごとの政策の方針、市政運営の基本姿勢を示しています。環境分野では、「『自分ごと』の意識が未来を守るまち」を未来像として設定し、5 つの政策方針を展開しています。



## (5) 横須賀市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは都市計画法に基づいて策定される市区町村の都市計画に関する基本的な方針で、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものです。現行計画は、令和 7 年（2025 年）3 月に改定され、「YOKOSUKA VISION 2030」で掲げる市の未来像を計画の目標としています。

都市計画マスタープランではインフラ整備において、緑や水等の自然環境が有する多様な機能を活用した「グリーンインフラ」の考え方や取組みにより、カーボンニュートラルの実現、生物多様性の確保、気候変動への適応、自然環境が有する力を活用した安全性の確保等と併せて都市基盤の維持や更新、整備を進めています。

## （6）横須賀市環境基本計画 2030

横須賀市環境基本計画 2030 は「YOKOSUKA VISION 2030」が環境分野の未来像として掲げる「『自分ごと』の意識が未来を守るまち」を実現する分野別計画として、横須賀市環境基本条例に基づいて策定された、環境の保全及び創造に関する施策を推進する計画です。「人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐまち よこすか」を環境像としており、5つの基本目標を掲げています。本計画は横須賀市環境基本計画の分野別計画としても位置づけられています。

### 環境像

### 人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐまち よこすか

### 政策方針

- 1 人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまちをめざします
- 2 気候変動に適応し、脱炭素社会へ移行するまちをめざします
- 3 身近なところから生活を見直し、循環型社会を構築するまちをめざします
- 4 安心で快適な生活環境を実現し、住みよいまちを、めざします
- 5 環境にやさしい社会の担い手を育むまちをめざします

## 背景と課題（主なキーワード）

### ①市の最上位計画（総合計画）

- YOKOSUKA VISION 2030
- 横須賀再興プラン

### ②関連法令等

- 都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法の改正
- みどりの基本条例（市）
- 都市緑地法（運用指針の改正）
- 緑の基本方針
- 生物多様性基本法
- 国土強靭化基本法
- 生物多様性国家戦略 2023-2030
- かながわ生物多様性計画 2024-2030
- 外来生物法
- ヒートアイランド対策大綱
- 首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン

### ③市の関連計画等

- 横須賀市環境基本計画 2030
- 都市計画マスターplan
- 景観計画
- ゼロカーボンシティ よこすか 2050 アクションプラン
- 都市公園の整備・管理の方針  
(公園の配置や機能の適正化、公園の利活用の促進)

### ④社会情勢の変化

- 昆明・モントリオール生物多様性枠組（CBD-COP15）
- 超高齢社会の到来
- グリーンインフラ
- 流域治水への転換
- SDGs
- 気候変動への対応の必要性（自然災害の激甚化等）
- みどりの維持管理の推進
- ボランティアの活用
- 民有樹林地の保全
- デジタル社会におけるみどりの重要性
- 観光資源としてのみどりの活用
- ネイチャーポジティブ
- 30by30
- 生物多様性保全
- ウエルビーイング（Well-being）
- まちづくりGX
- NbS（Nature-based Solutions）

### ⑤市が抱える課題

- 人口減少
- 少子高齢化
- 樹林地の荒廃による崩壊のおそれ（防災面から安全なみどりの保全）
- 農地の維持  
(生産緑地等の都市農地の保全、活

### ⑥自然環境における課題

- 緑被率の維持
- 樹林地の荒廃（再掲）
- 極端気象による被害の増加
- みどりの防災機能の確保
- 特徴的な自然環境の減少
- みどりのネットワークの分断、縮小
- みどりの質の低下
- 生物多様性への配慮（生物の種や個体数の減少、生態系への影響）
- 特定外来生物等の増加

### ⑦令和3年度中間見直し

（令和4年（2022年）3月）以降の取組み

- 令和4年（2022年）3月見直しの46施策の内、9割の施策で一定の成果あり
- みどりの基本条例の改定
- 里山的環境保全・活用事業の推進
- 三浦半島の自然環境に関わる行政連絡会議等他都市との連携
- 自然環境活動団体の支援
- Park-PFI制度を活用した公園整備
- 樹林地管理モデル事業の実施

### ⑧市民意見

- 森林や海などの自然のめぐみが豊かである
- 自然に関する取組みに対する評価あり
- 自然とふれあう場所や機会がある
- みどり豊かで、海辺や里山等の自然を身近に感じることができるまちにしてほしい
- 海辺や河川等の水辺の状態があまりよくない
- 都市公園施設等の老朽化
- 生物の生息環境が劣化している
- 里山環境が減少している
- 自然とふれあえる環境教育や環境の場、機会を拡充してほしい
- 自然災害を防ぐための整備をしてほしい

## みどりの基本計画に反映すべき事項（主なキーワード）

### ○ みどりの保全・創出と機能の向上

- ・市街地のみどりの充実
- ・目に見えるみどりの充実

#### グリーンインフラの取組み

- ・誰もが安心して利用できるみどりの場づくり
- ・災害時への備え
- ・気候変動に起因する豪雨や大型台風への適応
- ・安全性を最優先とした斜面緑地の保全
- ・適切な樹林地管理（倒木、土砂崩れ防止）
- ・持続可能な流域治水
- ・ヒートアイランド現象対策
- ・緑地、オープンスペースの確保
- ・プロムナードや散歩道の充実による回遊性の確保
- ・生態系に配慮したみどりのネットワークの形成

#### ・生産緑地の保全

- ・横須賀らしい都市景観や自然的景観の保全
- ・斜面緑地など地形が織りなす特徴ある景観の保全
- ・みどりを活かしたまちなみづくり
- ・CO<sub>2</sub>吸収源としてのみどりの保全、創出
- ・市の顔となるまちなみの景観を彩るみどり
- ・骨格となる丘陵部のみどりの保全

### ○ 魅力ある公園づくり

- ・身近に親しめ、ふれあえるみどりの保全、創出
- ・子どもや高齢者など誰でも利用しやすい場づくり
- ・公園施設等の老朽化対策
- ・市民ニーズに配慮した公園等の適正配置
- ・都市公園の管理方針（積極的な利活用など）
- ・健康の増進に向けた活用
- ・みどりによる人々の交流、観光への貢献（地域活性化）
- ・自然環境に対する自主的な活動の促進
- ・みどりの積極的な活用
- ・公園施設等の防犯対策
- ・都市公園等を防災、減災対策に活用
- ・民官連携による公園整備
- ・歴史的、文化的資産と一体となったみどりの保全と活用

### ○ 生物多様性の保全と活用

- ・自然環境の保全や再生、活用の推進
- ・自然植生及び貴重な植物の保全
- ・里山環境の保全や再生、活用
- ・水辺環境の保全や再生、活用
- ・外来生物への対策
- ・府内各部署との連携による情報の発信
- ・多様な主体による保全、活用の推進
- ・30by30 の推進（自然共生サイト）
- ・自然植生や天然記念物のみどりの保全

### ○ みどりと自然のめぐみの継承

- ・みどりに親しむ気運の高揚
- ・豊かなみどりと生物多様性に対する意識や活動の継承
- ・みどりに対する市民等による活動の推進
- ・自然環境活動団体の支援の継続
- ・みどりを通じた環境教育、環境学習の推進
- ・市民等が利用、活用する場の確保
- ・みどりに精通した人づくり（人材育成）
- ・様々な主体との連携による取組み

